



いまと、日本の戦後の殊に電気器具関係につきましては非常な勢いで以て復興しております。器具を作る会社も又供給の点からいいますならば決して不足はないと思うのであります。つまり設備を作る能力の点から申しましても十分あり余つておりますし、又それに対しましてこれを利用したいといういわゆる加入者といいますか、需用者の方面からいいましても非常に希望が多いのであります。にもかかわらず電話設備ができないのは誠にこれは奇妙な事業の一つだと思われるのでありまして、それを解決する一つの方策として、公企企業体という企業性を取入れましたた形態になつて、それは一方における需用と、それからその生産の能力とを調整しようというところに私は狙いがあるのではないかと思うのであります。それには先立つものは何といつても金という問題になると思うのであります。資金の面がこれを制約しておつたことはこれは万人周知の問題であります。この問題が今日の法案をお作りになる一つの重要なポイントであると同時に、料金改訂の問題にからんで来ると思うのであります。ところで、そういう資金を調達いたす途は、大きく分けて私は二つしかないと思うのであります。一つは、公企企業体が資本をよそから持つて来るという問題と、もう一つは、自分で働き出すという二つの面だと思うのであります。主として自分で働き出す、自己資金と我々は言つてゐるのであります。が、自己資金調達という形で外から金を持つて来ないで自分で働き出すといふのが今度の狙いと思つてゐるのであります。が、この場合電気通信の事業の

ような龐大な設備と而も資金をたくさん要します場合におきましては、急働き出すという途は無理も生ずる虞もござりますので、外部から金を持て来るというのは大きな一つの近道と思うのです。それで国家で十分で金を出すか、公債で求めるか、あるいは資金運用部資金を利用するか、資を導入するか、それとも新しく新設をします加入者に全部負担させとか、この途しかないと思うのであります。それによつて来た場合には、自己資金でない限りは、これは返さなければなりませんし、借金である限りは利息を支払わなきやならんのでありますから、それにはいわゆる適正料金の決定、フェア・リターンといふ問題が浮び上つて来ると思うのであります。が、それは電気通信事業の特異性は何と云ふ事か、それは設備が非常に庞大であつて、それに対しまして十分の償却がなかなか浮び上つて來るか、こういう問題ですが、いましても設備が非常に庞大であつて、それに対しまして十分の償却ができるかどうか、こういう問題を抱着すると思うのでありますけれども、従来の公営事業、公共企業体による前におきましては、頂いている数字のうちにも二百三十六億という償却不足があるし、それを取入れまして今度は償却なさうとしておるのであります。が、こういう設備の償却は金額を合わせるというだけでなく、これは実質であり設備の近代化という問題を考慮しなければならない意味の償却でなければ、一般大衆のサービスは十分満足にならんと思う

われておるかどうか、この点についての再検討を要すると思うのでありますて、苦しみますならば、こういう一般的に対する利害関係を持つておるのでござりますから、利息の支払なり、それから元本の償却なり、並びに今の違正債却を当然した上で儲けを取つて行くのが自己金融でございまして、これによつて働き出さなければならんのでありますから、急激に働き出しか、それとも何ヵ年か長期に亘つて働き出しか、これがさつき申しましたように非常に一貫の需要が要求しておるわけでありますから、つまり速度の問題がありますので、私ども数字をよく知らなければなりませんが、なまに外資導入なり、ができないか。国家がいろいろの投資をする場合には、他産業との関連がございまよから、そなたくさん頂ければ、或いは若し若干の公債発行なりができますならば、それからその利子支払が若干縮まりますならば、料率も若干縮まる可能性があると思うのでありますけれども、この点に対しやすくわざひに償却を加えまして、若しこの速度を早くするか、それとも自分の儲け、つまり自己金融によつて早くこれを増設するか、どちらかの嗜み合せが十分に考へらるべき問題だと思うのであります、同時に言つた適正債却が不十分であるよう思ふのであります。この点はなお検討を要するのではないかと思います。

を持つて来られますならば、その利子支払と元本支払を含めました料金決定の上で、もつと長期に亘つて現在のよくな希望をする百何十万かの加入を増加されるとということをお考へになるといふことも、一つの問題点になるよう思ひます。仮に料金決定を二割五分といたしまして拝見いたしますと、これは勿論電報は一三%でござりますが、その他電話についてはもつと料率は多いようあります。特に問題點になりますのは、公衆電話なりの度数制が一〇〇%値上げになる、こういう問題のようでありますけれども、私はこの問題につきましては、料金の決定には、今申上げましたスピードの点が問題になりますけれども、原則としましては適正料金であるという前提の下に、できるだけ料金制度の簡易化を図る必要があるのではないかと思います。いろいろ電報その他につきましては、法を拝見しますと、成るべく簡易化されておるようでありますけれども、料金も又その一面があるよう私には承知するのでありますけれども、その点から申しますと、五円が十円にならるということは一〇〇%値上げでございますけれども、まあ公衆電話のほうは、パーセンテージは多うござりますけれども、絶対数字は一番低いようでございますし、都電が十円の場合は、私は度数なり一般の公衆電話は大体都電と同じ程度でよろしいのではないかと思つております。そういう点から、この点は私十円になることは賛成であります。なお、量が増した場合に非常に広大になるというふうに考えられるのでござりますけれども、一般事業がたくさんお使いになるということは、

それだけお使いになるためには、費用だけではなく、他方その電話使用によって得られる収益の問題がござりますから、私は過減的に考える必要はないと考えております。むしろ、設備が拡充いたしますならば、従来の至急、特急というようなものがだん／＼減つて参るのでありますし、全体としましてこの数字に現われておるほどペーセンテージが上るかどうか、相当疑問のように思つておられます。

なお、電話の特異性からいたしまして、そう料金を上げないで、新設備の者だけに負担させたらよろしいではないか、こういうことが一応考えられるのでございますが、これは外部資金の調達と同じ意味でござりますが、或いはそれは返さないということも考えられる。若干返さんようく現在なつておるようでありますけれども、電話事業の特異性からいたしまして、新設備の者だけが利益を得られるとは私には思われないのでありますけれども、この点は鉄道等と若干性質を異にするのではないかと思います。新設がどんど／＼拡充されることによつて、旧設備者も非常にその範囲が拡大いたすのでありますから、この点につきましては、新設の者にだけ設備料を負担させまして、旧設備者には負担させないということは、これは電話事業の特異性からいたしまして、やはり賛成いたしかねるところでございまして、新設備が増加いたしましたれば、旧設備者も利用できるといふ点からしまして、料金を上げまして利益を得まして、自己金融によりまして新設の拡充に当てるということには私は賛成なのであります。

なお、自己金融でありますために、今頂いております資料では、五ヵ年計画になつて、大体百五、六十億の毎年収入増になるようですが、これにつき申上げましたように、他人から借金しないで、自分から稼ぎ出すところから行きますと、自己金融は永久に続くのでありますから、借金の場合は利子を払うと同時に元本を返済するという義務を負担しますが、今度の場合の自己資金で賄うという場合には、自己金融は永久に増大しますから、直線に上つて行きますから、五ヵ年計画後は、今の通りに行きますならば金が相当余つて来るのじやないか。従いまして、自己金融でありますのが故に、特に自己金融でありますのが故に、自己金融は、一つは減価償却の適否の問題と、もう一つは営業費、利子を差引いた残りでござります、特に営業費が非常に問題になるわけでありしまして、営業費と自己金融、つまり儲けとは紙一重でございますから、減価償却は飽くまでも設備の近代化を図る必要があるのでありますし、これは又加入者などとても非常な利便でありますから、これは積極的にやつて頂きたいと希望するのであります、同時に自己金融の前提になります大きな問題は営業費問題であります。営業費がこういう料金でずっと行きますと、儲けがずっと続きますから、而も独占事業でございますから、電電公社の方々はその点を大いに反省されまして、まあ金が余るから多少無駄があるというような気が弛まないよう、一つは将来の料金をできるだけ値下げするという方向と、だん／＼金が余つて行きますから、勿論設備をどんどん拡張するということ

は必要でございましょうけれども、營業費につきましては、飽くまでも厳重な監督、反省が必要だと思うのであります。これにつきましては、公共企業体は独立採算でやるということが建設の意味からいたしまして、自己金融でやるということは贅造なのでありますから、營業費の節約に対しましては、常に企業体としての側面からまして、どこに無駄があるかというごとにについて、いわば、例えば内部監査のようなものを強化するとか、形態として、今までの政府資金だけに頼るというのではなくて、自分で稼ぎ出すといふ点から行きますと、これは料金を納める公衆に対していわゆる社会的責任が存するわけでありますから、公共企業体といたしましては、毎日、いつまでも、自己反省といいますか、経営の合理化といいますか、経営的側面について真剣な御研究を願いたいと思うのであります。

なく、或いは赤字を国家に尻拭いしてもらうのじやなくて、自分で一人立ちに立つてもらうことを希望すると同時に、今申上げましたこの建前、スピーデの問題は私は今は正確に申上げられませんけれども、兼合いの問題を考える必要があるのじやないか。つまり外部から持つて来る問題と稼いだ割合の問題、それが自己金融は永久に儲かつて行くのでありますからして、これに對する将来の五ヵ年計画だけでなく十ヵ年、或いはその後につきまして目的を達した場合におきましてどういうふうに……この儲けはこれは配当する必要はないのでありますからして、できるだけ一般大衆の利益になるよう、同時に、同時に独占企業という立場から無駄のないように安くまでも営業費の節約、経営の合理化を図るような態勢を整えて頂きたい、こういう希望条件を付して、この案には私は賛成いたしました。

して、従来国家の管理になつておりました電気通信を一般に開放して、又公衆通信の事業に対しましても、今まで公法的のいろいろの特権を定めてあつたのであります。これを廃止いたしまして、一般の民法の契約関係とし、そぞうして通信の利用者なり一般国民の権利、利便を増進するということにあると存じます。元來この三つの法案は、昨年の八月に電信電話公社、それから國際電気通信株式会社というものが設立される法案が通つたときに同時に、或いはむしろそれより前に決定され公布さるべきものであつたと私は考へるのであります。いろいろな事情において今日まで遅れておるのであります。が、この三法案の成立によりまして一般民衆の利便、公共の福利が増進されて来るわけでありますから、私は一目も早くこの法案が国会を通過することを望む次第でございます。この内容につきましては、すでに一年余り世間にも周知されておるのであります。大体了解されておると存じますから、一々私から内容の意見を申上げることを省略いたしまして、全面的に私はこれに賛成するものであります。

ただ一つ問題は、今回別表として出て来たところの電信電話の料金、これが従来の料金よりも値上げになつております、この点に問題があると思います。この点につきましては私は相当の意見もござりますから述べて、そうしてこれについては全面的に申上げませんが、結論においてまあ賛成のほうの立場に立つておる次第であります。それでこの料金の問題は、公社の事業計画又予算、これらに関連を持つておるのでありまして、問題は次の三点だらう

と思ひます。第一は、この公社の計画をいたしておりますところの電信電話の建設計画が只今の国民生活に必要欠くべからざるものであるかどうか、この点でありますて、それが料金の値上げをもたらした原因でありますか、それともその点の検討が必要であります。次に第二の点は、計画が必要久くべからざるものであるとなりました場合に、その財源を料金の値上げに持つて来るか、或いは他に求めるか、いずれが適当であるか、この点であろうと思ひます。第三に、料金の値上げをすることが適當となつた場合におきまして、各種の料金がいわゆる合理的であるかどうか。この三つの点の検討が必要であると考えます。

それで時間がございませんから簡単に以上の点に触れて申上げたいと思ひますが、この料金の引上げをするといふ問題が起りましたのは、元來が社債の利払い、公社の設備の減価償却と並んで国会に出たのでありますするが、國鉄の一割値上げはすでに実現して実施されておるのであります、電電のまして丁度國鉄の料金の一割値上げという必要から大体平均一割ぐらいの値上げが必要であるということ始つたのであります。それは前国会にかけられました。それで時間がございませんから簡単に以上の点に触れて申上げたいと思ひますが、この料金の引上げをするといふ問題が起きましたのは、元來が社債の利払い、公社の設備の減価償却と並んで国会に出たのでありますするが、國鉄の一割値上げはすでに実現して実施されておるのであります、電電のまして丁度國鉄の料金の一割値上げという必要から大体平均一割ぐらいの値上げが必要であるということ始つたのであります。そこへ持つて来て今度の案は前案を改めて新たに一割五分といふ事を上げが遅れておる、こういう事情になります。そこでその値上げの原因となつた事業計画でございまするが、これを加えて二割五分の値上げとこういうことになつたいきさつを持つております。そこでその値上げの原因となつた事業計画でございまするが、これは公社の五ヵ年計画といふものがこれにございまするが、結論といたしまし

スは増進するのであります。併しながら技術の改良の結果、この自動交換機が交換手の仕事一切のことをするのであります。そうしてそれは建設費に廻り定員或いは交換手に要した費用といふものは、いわゆる損益勘定の業務のサービスの費用からは要らなくなるのであります。従いまして、從来その代り交換手が定員を増すという性質のものであります。そういうのが現状であります。そうして今度の計画は内容を見ますと、この今日サービスの悪い点を根本的に改善するというのが要素になつております。この点電話の今度の計画を見ますと、電話の加入者の数を増すといふことも含まれておりますが、やはり今度の計画の重点は、加入者を増すことです。つまり市内及び市外の線を増すということに最も重点をおかれているのであります。この計画が完成いたしましたれば、大都市附近はもとよりすぐ繋がるのでありますが、名古屋、大阪などの市外通話が全然市内と同じようにダイヤルを廻せば即時出る、こういうふうになるのであります。そのほか地方におきましても地方都市相互間は三十分以内で出る、こういうのがこの計画であります。これは私は一日も早くやるべきものである、公社ができたものこういうことを促進するためにであります。それを実現させるのがこの案であります。これは私は一日も早くやるべきものである、公社ができたものこういうことを促進するためにであります。

きたのでありまするから、この計画を延ばすとか、五ヵ年計画を七年にすることかいうような説があるということを聞いておりますが、これは誠に国民の要望に副わない、問題外のことであると考えます。この計画をやるのに毎年約五百億ぐらいの金が要る。問題はその調達方法にあるのでありますて、公社の五ヵ年計画を見ますると、私は数字よりもペーセンテイジで申しますと、社債一六%，加入者から取る負担金これは加入者の公債をも便宜含みまして、この減価償却と利益などを加えた六七%とがいわゆる自己資本であります。これら二五%，それから減価償却の引当金を使うというのが四二%でありますて、この減価償却と利益などを加えた六七%とがいわゆる自己資本であります。この比例におきまして如何にも外部資金と金が非常に少くて内部の資金を入れる、こういうことが言われるのですが、ますが、これは終戦後専ら見返資金とか資金運用部の金を以て拡張改良をいたしました数年間に比べますと非常な変化であるというふうに認められるのであります。が、通信省の官営時代の資金調達方法はどうかと御参考に申上げますと、大体年によつて違いますが、平均は当時は社債が二〇%でございました。拡張財源の加入者の負担が二五%，それから内部からの利益、つまり損益勘定の繰入が五〇%。それと減価償却は當時はいたしませんが、取替費といふのが五%，それを流用したのであります。こういう状況でありますて、そのときにおけるいわゆる自己資本は五五%，あとが公債と加入者負担金であります。この官営時代の資金調達計画と、今日とを比べまして著しい違いは、減価償却をいたしてこれが

ら四二%を流用するという点が違つてあります。それはどういうわけかと言いますと、これは今度の計画は、官営時代の計画と傾向において大差のないものであります。それはどういうわけかと言いますと、只今古川さんの経営論からお話をありました。私はそれよりも、かように認められるのであります。それはやはり電話事業の本質から来るのです。損益勘定の金を極力余計廻わして改良に使うということは電話事業の本質から来る、かように申すのであります。それは損益勘定に利益が上つたならば、それを拡張のほうに廻わす、こういう消極的なことではなく、私は進んで業務費を節約し、業務のはうのサービス費をどんどんやめてそれを以て設備の改良のほうに持つて行くということが電話のサービス改善であつて、先ほど申しましたことなります。これが適当である。従いましてこの損益勘定からの繰入が拡張改良の大部を占めるといふことは、これは電話事業にあります。正しいことであると考えます。

ここに問題は、ただ現在の料金を上げてきてその繰入を多くしてそれを持つて行かなければならんかどうか、この点にあるのであります。原則については變りはないと考えております。この問題に關係いたしますと、公社設立の經緯なり、又は公社側の計画の原案なんかを見ましても、これはもともと料金値上げは極力抑え、そうして國家資金及び公債を大量獲得してそししてどんく国民の要望に副うような拡張改良をやる。これが公社を設置

せしめたところの趣旨であると私はかのように考えます。然るにこの公社の原案がここに提案される場合には非常に変つて、こういうふうな料金の値上げの法案をおきめになつたかと申しますと、これは今日の公社の予算なり計画の根本になるのであります。それはどういうことかと言いますと、公社ができましたとき、損益勘定、いわゆる業務のほうの予算計画につきましては、完全に先ず公社の独立制を認めたのであります。従いまして大蔵大臣の予算査定権といふものは大体なくなつて公社の思うようにならしく能率的な運営ができるようになつたのであります。そこでここに出ておりまする案は、公社の希望する案であるかどうか知りませんが、そうではなく、当時の原案よりもここに変つたということは、これは国家が金融国策の面からみてかよくなことが適當である、こういうために変更されたことと断しなければなりませんが、その点はどこであるかといひますると、前の計画におきまして資金運用部の資金を四十億充當する、社債を百億充當するというのを、今度の案では資金運用部の利用は零になります。社債の百億は七十五億に削減されました。そしてここに両方合せて六十五億という資金の冗詭が生じたために、その代りに料金の値上げをして利益金から七十五億円を廻してこれに充てた、これが事実であります。この点につきまして私はどうしても料金値上げの可否を御判定願う上においてもう

少し進んで調べなくちやならんと思します。それはこの四十億資金運用部が金が持つて行かれ、それから社債が持たれられたということは、これは大蔵大臣の金融統制計画の趣旨がどこにあつたか私は存じません。併しながらその行方を探してみますると、この前の解散前の資金計画と今回出ておる資金計画とを見ますると、資金運用部の資金が増され、あるのは、国鉄、開発銀行、地方債等であります。その他多額の企業資金が廻つておるのは電源開発又帝都高速度というようなものであります。減つたものには電気とそれから住宅建設であります。この意味を推測いたしまするに、これは私の想像であります。しかしありませんが、これは国家資金といつても限りがあります。そこでこれは国として最も重要な所へ廻すべきである。そこで電気とか鉄道とかガス、水道といったような公共事業、それにつきましては今日もやはり事業の情況からみて安いコストの国家資金を出してやらなければ経営が或り立たん。料金の負担面におきましても、利用者の負担の能力が限度にきておる。従いましてこういう方面へコストの安い国家資金を廻す。住宅の建設のごとき最も必要と認められているものさえも削つてやつたのでありますから、電電公社のを削つたということもそれと併せて考えられるのであります。この資金計画は結局料金値上げを前提としたものであると考えます。というのは、若し政府におきまして電気通信の料金を上げるのが適当でない。又加入者の負担能力がないと考えます。ところが、他の交通機関や一般の公共事業のことく安い国家資金をうんと出して、これに

代えて料金を上げることを認めないと  
ますであります。併しながら結果はそ  
なつてはいることから私がかような推  
測をするのは誤りではないと考えます  
この点につきましてはそれが可であ  
かということにつきましては、更に、  
金の問題に触れたあとで私の意見は  
上げたいと思います。

次に、料金の問題を先に検討いた  
たいと思ひますのが、電信電話の料金  
と申しましても、これは公共企業でよ  
る以上は、私は電気通信の立場から、  
て又私の従来の経験又主張から申して  
値上げはよろしくない。これはもうう  
違いないのであります。併しながら、  
う一つ上の國家の現状から考えて、こ  
の値上げはどうであるかと考えますわ  
らば、この値上げの理由がないといふ  
ことはないのであります。又次に利用  
者がこの値上げを負担する力がないかと  
と言ひますと、それもないこともな  
い。この点が電話が電気、ガス、水道  
等と大いに違うと思う。それゆえに電  
話の料金は値上げが妥当であるといふ  
ことが許されるのではないかと思ひま  
す。ただその場合におきまして、問題  
は程度の問題であります。値上げがいい  
いからといって、これを無限に上げて  
もいいというわけではないのであります  
すから、要するに程度の問題であります  
。そこでこの値上げの案の内容につ  
いて検討をいたしてみますれば、平均一割  
持つて行くのが正しいとは申しませ  
ん。従來の料金がおのづかに皆バランス  
がとれ、正当なものならば同一の率を  
持つて来ればよいのであります。これが私  
は必ずしもすべてのものに平均一割を

まるに、一回値上げを見送つておるのであります。このとき、たしか鉄道やその他は上つたと思ひますが、一回二十四年というものを電話の料金は据置き、その据置は而も二円の据置でありまして、そういう事実がありまして、従つてその次の二十六年の値上がりのときに初めて五円になつた。そのときは郵便は十円になつた。鉄道は最低が十円になつた。そういうので二十六年のときに、大体今まで類似のものは十円になつておるのであります。従いまして私は、この料金値上げの沿革から見ますと、この公衆電話料金、度数料は、昭和二十四年に二円から五円になりましたといふことは、今まで値上げすべきものを二、三年放置すべきであった、その据置いたのをそして二十六年のときに八円とか十円とかにすることになれば、今日すでに十円になつておるのであります。従いまして今の市内電話が公社の經營として赤字になつておるということは、今まで値上げすべきものを二、三年放置したこと、前に一回値上げを休み、その後にも値上げを極く少く定めておるという点から來るのであります。今日はおきまして、冷静に考えて、郵便が十円である。それから国電、都電等があるといふのは、これは料金の権衡上からも不合理でありまして、今までの昔の沿革から見ても、当然十円であるべきである。これは私かこの沿革で申上げるまでもなく、公衆がすでにそう言つております。國電が十円になるとき、電話の五円は安過ぎるね。ということを聞かされておりまして、その

後、「どこ」でも電話を借りたときには五円置いて行く人はない、どこでも十円借りて置いて行く、又十円とるのであります。今度も十円に上つたからといつぱり十円ということに變りはない。かようと考えておりますて、そこで、実際において公衆は、今まで借りるのに十円払つておつた、今後もいつぱり十円ということに變りはない。が、又それを実行すべきだと思いまが、たゞ度數料につきましては、違うのは基本料というものがこれに加わつておるということが違うのでありますかで、その基本料の改正と今度の改正とを同じような率で上げるならば、そういう料金構成もできたのでありますから、今度の改正の非常に複雑になつたのは、基本料金制というものを持つて来て、二回までかける者は定額の九百円ということにして、それ以上は十円にしました結果、二回くらいまでしか使わない者は今までよりも、七%ぐらいいしか値上げにならん、殆んど値上げということとは問題にならない。それが大体八、九回が東京の平均でありますが、それくらい使う者は五割、更に二十回使つたものは七割何ぼということにおいて私は考慮されるべきことであると思う。ただこの値上率の十割になつた場合でも、それはコストからいっても、又今日他の交通、通信料金からいつても不當なものではない。従つて加入者として文句を言うべきものではない。又我慢できないものではない。こういうことは言えると思いますが、

ただ一気に、今まで値上げを休んだり、  
いうようなことが原因であつても、こ  
れを「一気に値上げする」ということは、  
これは感情の上においても、或いは政  
治的にも問題になるということは考  
慮すべきものであると思います。時間  
が伸びましたので、あとは省略いたし  
ますが、それで、要するに私の意見  
は、この案が今の電話事業の立場から  
言えば、料金はかように上げずに、前  
回くらいに減価償却を十分にした程度  
の値上げにして、その他の財源、つまり  
政府の資金運用部資金をもう一回持  
つて来るということによつてやれるな  
らば、こんなら概して上乗の策であ  
る。併しながらそれはできない。やは  
りそれは他の交通、通信料金の値上げ  
をするということが、今日の感情等か  
ら悪いということのために、電話電話  
だけは値上げする。他にこの値上げの  
影響を及ぼさないということがはつき  
りいたしておるならば、私は電話事業  
としてはこの案で行くのが公共の、国民  
感情からいつても今日の管理者の立  
場からいつてもとるべき途ではないか  
と考えます。いろいろ反対陳情が出て  
おりますが、消費者の立場の人の意見  
を聞きましたならば、電話は上つても  
これは大して差支えないものだと、た  
だこれを上げられるとその際に電気も  
上り、ガスも上り、電車も上り、国電  
も上り、おの／＼上つて来るにまつ  
ておる、それでは困るので電話のほうも  
反対せざるを得ない、こう言つております  
が、それならいと、こういうので  
あります。私はこれは国民の本当の声  
であるというふうに考えます。私も電

話の管理者でありますたが、上らん  
うがいいのでありますけれども、電  
気が少々上るよりも、電気や他の水道  
ガスや何かが上ることは私は反対で  
ります。電話につきましては、消費  
の立場からしても、以上のような国社  
的の理由があれば上ることに賛成しま  
す。言い換えれば、電話の特殊な理  
由から値上げを承認するのであります  
他の公益料金をこれに倣つて上げると  
いう理由にはしないということを条件  
いたしたいと思います。

第一点は、建設資金、その建設資金の大半といふものを自己資金で賄う、こういうことは非常に一方的であり且つ相当でない、非常に官僚的な考え方である、このように思うのであります。

第三点は、電話料金の値上げの率と、いうものが、国民経済、国民感情といふものを一切無視した、いわゆる電話度数料のときは一〇〇%の値上げをするということは、第二の官僚的な本質があるものと、このように考えるのであります。

ところでこの杜撰であるということは、本当は詳細な計画ができるおのかも知れませんが、これをみますに、例えば電信電話拡充五ヵ年計画といふものが出でています。全部で十五頁のパンフレットでありますが、資金計画の欄はたった二頁しかない。別に資金計画のものが出ておりますけれども、こちらのほうには二頁しかない。それには単に資金の調達方法といふものが載つかつておるに過ぎないのです。例えばこういったような五ヵ年計画をするという場合には、局を幾つ立てるに幾らの金が要る、この線を架設するのに幾ら金が要る、すべての詳細な資材並びに科目別に所要資金というものを書いて頂かないで單にこれだけ押付けられても、これがいいとか悪いとかいう判断が我々にはできないのであります。すべての、政府の予算といふものには相當に細かい建設資金のことが書いてあるのに、これには單に所要資金二十八年度四百六十億、二十九年度六百十億、これだけ読んで、何に要るんだということが科別に書いてない。これでいい悪いと

いうことがどうして判断が下せるか。我々の考えるものは正しい、だから国民は信用しろというのが今までの大体の官僚的なしきたりであります、こうしたものではいい悪いといったような判断の基礎に苦しむのでありますて、殊に昨年の十二月には堀井電電公社總裁が年間八百億くらい要るということを言っておられる。それが急遽今度は五百乃至六百数十億に變つておるのであります、これからみましても、これは単なる一つの料金値上げのための口実、こう申上げては大変にひねくれた考え方かも知れませんが、口実のようにしがみえない。本当に一夜作りで作られた案ではなかろうか、このように思うのであります。若しお出しになるのでありましたならば、もつと詳細な計画を見せて、それはどうだいと、その場合には我々も原価計算のしようもある。この意味におきまして私はこの五ヵ年計画というものは非常に杜撰であるとあえて言わざるを得ないのです。前の国会におきまして一割五分の値上法案を出された、それが一割に削られた、ここで五ヵ年計画といふものを出して、三割五分、恐らく三割五、六分になると想います。全体として二割五分であります、恐らく三割五分、三割五分くらいの要求をすれば恐らく今度は二割くらいは認められるんじやないか、非常にさばがよくある。隠を得て蜀を望むと申しますが、こういつたような考え方に対しましては、私は非常な軽蔑を感じております。

済で梶井総裁が言つておるのであります。ですが、資金はどうして調達する計画ですかと尋ねた。こう尋ねているときに梶井さんは、この計画に要する毎年の経費は七、八百億になりますが、その資金の調達は国家資金つまり資金運用部から借りる、それから電信電話債券の発行、設備負担金、減価償却をして行く金を皆繰入れて建設改良にもつて行く、それでも足りないときには外資を導入してこれをやる、こう言つておられる。これができないれば責任問題なんです。これができないで、責任問題ということをおろそかにして、すぐに料金の値上げに持つて行くといふことがあつては、これは本人が果して責任を感じておるものか、感じていないものかということに対しては我々は深く問わざるを得ないものがある。これが本筋なんです。この外部から入れてやるというのが本筋であります。我々が例えば民間の企業体でありますならば、設備の増設といふものは多くは増資乃至社債で調達いたします。足りない部分は調達いたしまして、その償却を利益金で或る程度やつて行く、これが本筋であるのにかかわらず、この加入者という非常に弱い立場、料金を払わないといった場合には翌日からとめるといつて、電話通告一つやればそれで商売できなくなる。そういうふたよの弱い立場のもの、一番取りいい所から取る、こういつたものの考え方というものは、実に我々として了解できないのみならず、この電気通信関係法令集にある日本電信電話公社法の六十一条に「公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、事業年度から繰り越した損失の

補てんに充て、なお残余があるとすれば、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。」と書いた。利益があつた場合にはこれは損失を補填するんだ、補填したあとでどうだ残りがあつたならばこれは積立金として置け。積立金として置けといふのがあるのにかかわらず、今から利益を予想してそれで設備の拡充をやつてしまふ。恐らくこれは手落だらうと思ふのでありますが、法制局もいろいろ規のことも専門でやつておられるから減多に間違いはないと思うのでありますけれども、積立金が相當にできてしまふと、それから積立金としないといふのは許さるべきだと思う。初めから零利益というものを予想してそれを損失に充て、それから積立金としないものを、予想を以て利益金を建設資金に流すということは、この意味において極端な言い方かも知れませんけれども、法律違反の疑いがあるものと思ふのであります。で、このような資金というものを、自分の責任と解しないで一概に加入者に転嫁しようというところの考え方というものに対しても、私けん第二に賛成できない一つであります。

第三には、電話料金の値上げの率の問題であります。電電公社の発表によりますると、今までの度数制は百六十倍、然るに度数料は百六十六倍、基本料金は百四十四倍、上げ方が足りないのだ。だから上げてもいいじゃないかと言わんばかりであります。それが

き損てのと行い法にしらまこくにしれども、この電話料金が筋なのか、建築費が三百三十二倍になる。三百三十二倍と言いましたら小売物価の二百十九倍というものを遙かに突破する。殊にこの電話料金といふものは取り外れのない商売であります。新聞代金のこときは個々に廻つて取つて、それですらならない。お取り外れがあります。大新聞のごときは恐らく数億円といつたような取り外れがある。この数億円といつたところの未回収を抱えておる新聞が二百九十五倍だからといって、自分のところが百六十六倍だといつて、これを比較されるということは、いさざか筋が違つてゐるのじやなかろうかと思うのであります。殊に同じ官業であるところの国鉄、専売公社、こういったようなものは、或るときには景氣によつて麥動され又多額の宣伝費を費消しておる。ところがこの電話に関する限りは、そういうような宣伝費用も一文も要らない。而も金は電話一つ掛ければ持つて来る。その上に取り外れがなれば持つて来る。これは實に電電話の公社のためにも成績に甚だまづからうい。こうしたような独占企業がこのたびのように大幅に値上げされることは、これまでの公述人も申されました。これが実に電電話料金と、まあこのように考へるのであります。これは先ほどの公述人も申されました。が、或いは電話料金がインフレの因となるんとは限らない。これを認みます。すると百四十万人、電電公社のは故意か偶然か知りませんが、十四万とあります。百四十万の加入者が、たとえ電話料金が上つたところでインフレに





す。併し、一面これは償却をいたして  
おりません。従つて老朽施設が沿んど  
三分の二であるという状態です。而も  
こういう通信施設はアメリカその他の  
国に比べまして非常に遅れてしまつて  
て、能率、サービスの改善もそういう  
点からできないということになつてお  
る。ですから、今のはちよつと今  
日の公述をお願いした範囲外かも知れ  
ませんが、こういつたような国有の資  
本を狭義資本でネットでもらつて、そ  
うして今度独立採算性をとる。そうし  
て将来自己資本といいますか、利益金  
或いは、減価償却資金を使ってやればこ  
れは非常にいいでござりますけれど  
も、我々がいろいろ調査した結果によ  
ると、もうそれがにつまもさつても行  
かないという現状になつておるわけでござ  
います。これは私昨年アメリカに参  
りましたときにも、電話のサービスの  
改善ということは、結局電話料金を上  
げるのが一番いい、健全な企業形態か  
ら言えば料金を上げる以外にないのだ  
と、結局今言つたようなジレンマに陥  
つて、自己資本というのが非常にむず  
かしいと、政府資本或いは資金運用部の  
金を借りましても、利子を払う。公債  
を発行するならばなお更利子を払う。  
而も少くとも五百億の資金を要するの  
でありますから、たとえ三分の一利子  
を払うにいたしましても莫大な金なん  
です。そこで私はこれは私見ですが、  
今までの国有であつた時代、而もこれ  
は加入者の資金ですつとやつて來た。  
国庫にもすでに昔の金で十二億円の納  
付金をしておるわけです。これは日本  
の今の金で言えば一千億以上の金では

が、電信電話事業に限つてこの歴史をみると、どうするとの経営を見ますと、いと、全くこれは何といふべきですか。電話公社の収奪經營でありますか。その辻を公社にやしてしまつて、取上げてしまつて、吸い上げてしまつて、その利益を国庫納付金にしてしまつておる。その辻を公社にやる。独義資本でなか／＼いい恩典をうむつておるようであるけれども、何よりも古くさい、老朽のものになつてしまつておる。ですから、この三千億という資産を頂いて公社にはなつておりますけれども、これは非常に氣の毒だというと余り恩情的かも知れませんが、合理的な經營から言えば矛盾しているのじやないか。そこでそういつたような国家的なサービス業であり、經濟、文化、政治から言つて非常に必要なものであり、一番遅れた施設であるとすれば、私はやはりこの公社の公共企業体の經營といたしましても、自己資本調達ができないと非常にむづかしいという場合には、やはり利子のつかない、殊にこういう点から見れば國家が相当助成してやらなければならぬかと思う。これが經營上健全であるかどうかが金を儲けておるのです。これは今までの通念から言い得るのじやないかと思う。これが經營上健全であるかどうかについては、加入者の犠牲において今日まで國家が金を儲けておるのです。これは又別の問題になりますけれども、先生がそういうことをお調べになつて、經營の本筋ではないけれども、こういつたような性格のかといふことは、これは又別な問題になりますけれども、先生がそういうことをお調べになつて、經營の本筋ではないけれども、こういつたような性格のこないう本質の事業で、こういう歴史的な過程を踏んだものについては、自ら資本がなければ、政府の利子のつかない、又つくにしても非常に軽微な利子で、そうしてサービスを改善する。そういうことについて、公共企業体と

して特にそういう例がある、或いはやく経営学理論等からいつて、そういうふ共企業体は極めて不健全であると用う。その点の御意見がおりならば、イエスかノーカでいいんですか……。

○公述人(古川榮一君) 只今山田委員から御質問があつたのですが、公共企業体といふのはやはり独立採算で自分で一人立ちをするのが建前だと思いますが、今の日本の公共企業体は、各国によつていろいろと事情を異にいたしますから、一概には申上げられませんが、従来の公企業から変つて来た公共企業体は、各國でござりますから、そうでない私企業から変つて来たというのもイギリスにはございますが、日本の場合は通常に公企業が初めて公共企業体に変つて来てましたところに無理があるので、従来の歪んでおりました形を取り戻して行く、そういう意味におきまして、国家がうんと金を出して一時凌ぎをやつてくれれば、一段とスピードも早まると思うのであります。併しこれは健全な姿とは言えませんので、一時の過渡的な形態としては、他の電源開発その他公共企業的な性格のものがありますから、そういうものと睨み合せまして廻せるだけ国家の資金を廻すというのが、これはスピードの関係でございませんが、相互関係調整の問題がございますから、できるだけ出して頂きたいが、公共企業体としての性格から言えば自己金融でやつて行く。更に配当をしないのでありますから、さつき申上げたように、営業費に無駄があるという心配がございますが、これは十分自肅してもらう。儲けたものは施設に廻しまして、配当いたしませんから、資本に対する分け前をいたしませんか

ら、殆んど施設拡充になりますから、儲けさして頂くという性格を強めると、が、私は日本の場合性格から申しますが、日本の場合は逆であります。従来の日本企業から公企事業体に變つた場合、自己蓄積を持つておりますけれども、散漫なと申しましては甚だ失礼でございますが、經營というものはございませんで、國家の事業として独立探算もやつておりませんし、減価償却もやつておりますが、イギリスの場合は性質が逆なのであります。原則的には企業的性質を持つておりますが、企業本位に變つて来たものでありますから、そういう意味から、イギリスの場合は性質が逆なのであります。原則的には減価償却をはつきりやつて行きまして、自己金融の姿に立ち返つて行くのが健全な姿ではないかと私は思つております。

ますが、これが急激に上るということは大きな影響だと思いますが、経費についてはやつぱり事業といたしましては収益によつて賄われて行くべきものであつて、それが非常に多いということとは、それだけ収入が多いと考えてよろしいのじやないかと、そういう意味でござります。それからもう一つ、さき申上げましたように、少しこれで丁度合理化されたようではありますけれども、成るべく公平ということは十分考えなければいけませんが、料金の簡素化という問題が非常に大事なので、公共企業体になつていろ／＼仕事のほうも随分苦心なさつておるようござりますが、余りむずかしい複雑な料金制度ではなく、簡単な料金制度を採用して頂きたいと、そういう理由が大きくな根拠でございます。

を、レベルを飽くまでも高く堅持する  
という上においては、私はそのほうが  
いいのではないかと思いますが、この  
点についてはどういうふうにお考えに  
なりますか。

○公述人(進藤誠一君) この案は、公  
社がやつてもいいと、それから民間が  
やつてもいいと、いう二本建なんです  
ね。民間に任してしまったのじやないの  
です。その点で私は、今度ここに競争  
の結果コストも安くなり、質もよくな  
るのではないかと思うのです。それで  
元来私の考えは、今度の法律そのもの  
が民主化なんです。公社が独占すると  
いうことは、独占の理由のありますも  
のはやりますが、理由のないものは成  
るべく一般に任すのが今度の法案の建  
前でありますし、それから実際におき  
ましてサービスは公社独占がいいので  
すけれども、建設的なものはこれは民  
営のほうが安くもできるので、それを  
公社が独占しなければならないという  
理由はないので、それで民衆の希望  
營のほうが安くもできるので、それを  
公社が独占しなければならないとい  
うのではないか、こういうのが私の考  
えであります。

○山田節男君 それは今進藤さんがお

つしやるよう、公社がやり得るし、  
又一般民間もやり得ると、表面的には  
非常に民主的なんです。併し私はこの  
責任といふことから考えまして、電話  
の一方所悪ければ全般的に響くとい  
う意味からも、そういう意味の独占は民  
主的とか民主的でないとかいう観点か  
ら論すべきものではないので、公社が  
全責任を持つという意味から、むしろ  
責任者を单一にしておいたほうがいい

のではないか。それは公社がいろいろ  
監査、監督等によつて高度な技術水  
準、施設を高度に能率的に保ち得ると  
いうことも言えるかも知れませんが、  
私はその意味で、公社もやり得るし、  
ほかのものもやり得るということが民  
主化だというようなことでは、私はど  
うも安心できないのじやないか。そ  
ういう意味から行きますと、進藤公述人  
は過去の御経験から御覽になつても、  
実際法案がああいうふうになつており  
まして、事実上は今度九五%なり九六  
%は公社でやる結果になるだらう。こ  
ういうお見通しがつきますか。

○公述人(進藤誠一君) 見通しにつ  
ては、私実業界の現状をよく存じま  
せんけれども、これは過去にいろいろ  
やつたことがあるので、民間の事業經  
営にした場合もあり、それを統一して  
独占的な会社を作つてやらせたことも  
あり、その後終戦後は国営にしたこと  
もあるので、いろいろやりましたが、  
どちらも利害があります。今度の民間  
開放も無論弊害もあり得ると思ひます  
が、その点は、使用する機械、材料と  
か、規格とか、統一の趣旨から、その  
導きやすくやれば、その点で弊害は除  
けるのではないかとう思うのでござ  
います。

○公述人(進藤誠一君) その点につき  
ましては、私は大口の逕減は理由付け  
る理由はないと思います。というの  
は、長距離逕減というようなことはこ  
れは汽車でもやつております。何でも  
やつておりますが、電話の場合は度数  
のほうは使えば使うほど手数がかかる  
だけ、たとえば使うから手数が省けると  
かいうものじやなく、むしろ機械はど  
んどんいたむのですから、大口を特に  
安くという理由は出て来ないのです。  
ただ今おつしやる通り商売であればこ  
れはやるでしよう。これが電電公社が  
おつしやる通りです。商売から言  
えばお得意様を大事にして安くすると  
いうことはそれは商売としてはや  
ると思いますが、公共事業としはや  
るときあるから、もう少し料金を

下げるときあるから、そういう意味から  
するというような考え方もあるがち悪  
くないことと思います。先ほどのお話  
では非常に強く言い切られたのです  
が、特にそういう理由はござります  
か。

○公述人(進藤誠一君) 反対です。但

するのではなく、これは公述人もこれは必ず一  
度の高い加入者に対する、やはりこ  
の逕減制をとるほうが正当ではない  
か。これはアメリカで通信料金で一番  
やかましく言うのはジャスト・アンド

・リーズナブル、これがすべての料金

の根本になつておる。そういう概念か

ら行きましたが、公衆電話の利用者、

これは全部顧客であるという見地に立

たなければ前垂れになつたことになら

ない。そういう建前から申しますと、

私は古川公述人の御意見にもかかわら

ず、むしろ私は度数料金の逕減制はそ

ういう立場から正しいのではないか。

それによつてむしろ収入は結論的には

多くなるのではないかと、かように思

うですが、あなたは過去の経験者と

してこの逕減制についてはどういうふ

うにお考えになりますか。

○公述人(進藤誠一君) その点につき  
上げる場合の緩和策として、又民間が

どうしても民間経済から言つて一時に

非常に負担かかるということはこれ

は、長距離逕減というようなことはこ

れは汽車でもやつております。何でも

やつておりますが、電話の場合は度数

のほうは使えば使うほど手数がかかる

だけ、たとえば使うから手数が省けると

かいうものじやなく、むしろ機械はど

んどんいたむのですから、大口を特に

安くという理由は出て来ないのです。

ただ今おつしやる通り商売であればこ

れはやるでしよう。これが電電公社が

おつしやる通りです。商売から言

えばお得意様を大事にして安くすると

いうことはそれは商売としてはや

ると思いますが、公共事業としはや

るときあるから、もう少し料金を

下げるときあるから、そういう意味から

するといふと考へております。

○山田節男君 遠減制には反対です

○公述人(進藤誠一君) その点は私は

やはりその通りであります。というの

は、五年計画の内容を見ますと、一

体公社はもつと大きな計画でもつとス

ピードを早く改善する、そうしなけれ

ば今の国民の要望には副えないであ

ります。そういう案があつたのでだん

だんいろいろな点から計画が小さくな

るといふことは、むしろ変態なんぞ

は言えずすぐ作るのですから。ですか

す。アメリカのとき非常にたくさん

な業者の場合は安くしておりますが、

そんなのは日本はないのです。向う

は言えずすぐ作るのですから。ですか

うにお考えになりますか。

○公述人(進藤誠一君) その点につき  
ましては、私は大口の逕減は理由付け

る理由はないと思います。というの

は、長距離逕減というようなことはこ

れは汽車でもやつております。何でも

やつておりますが、電話の場合は度数

のほうは使えば使うほど手数がかかる

だけ、たとえば使うから手数が省けると

かいうものじやなく、むしろ機械はど

んどんいたむのですから、大口を特に

安くという理由は出て来ないのです。

ただ今おつしやる通り商売であればこ

れはやるでしよう。これが電電公社が

おつしやる通りです。商売から言

えばお得意様を大事にして安くすると

いうことはそれは商売としてはや

るときあるから、もう少し料金を

下げるときあるから、そういう意味から

するといふと考へております。

○小林孝平君 進藤さんによつとお

話に五ヵ年計画を六ヵ年なり七ヵ年計

画にするといふような考え方にはあつ

されないといふような非常に強く言ひ

うことはそれは商売としてはや

るときあるから、もう少し料金を

下げるときあるから、もう少し料金を

下げるときあるから、もう少し

拘束を受けたけれども、計画を減らす  
ということは政府もしていない。今後減  
すということが問題になると、これはな  
どかと思いますので、減らさないで  
むしろ料金が幾らか上がるということとな  
ら、そのものには最初の計画のこととき  
国家資金を持つて来るということで、  
この遂行をば阻止せんようにしたはう  
がよい、かように考えます。

○久保等君 余り時間がないようですが  
から、石橋さんに一つだけ御質問申上  
げたいと思いますが、非常に貿易商社と  
の立場等に立つて考へた場合には、いわ  
ば営業費の中で占める通信費の率と  
いうものは極めて高率であるし、非常  
に料金の値上げということによつても  
たらされる影響といふものは特別に甚  
大であるから、そういう観点で料金の  
値上げの問題について御反対のような  
御意見だつたのですが、結論的に全面  
的に御反対とも実は受け取れたのですけ  
れども、特に通信に対する重要度とい  
うものは、先ほどいろいろ貴重な御意  
見を承つたわけで、日本の今後の貿  
易立国といふような立場から考へた場  
合には、特に通信というものに対しても  
は非常に国家的な立場から政府自体が  
積極的な施策を実施すべきじやないかと  
いうような御意見だつたのです。從  
がら從来円滑になかゝる日本の通信と  
いうものがうまく行つておらないとい  
つて建設等の工事については、政府資  
金によつて賄うのが至当ぢやないかと  
いう御意見もあつたのですが、併しな  
くなつておるかと思うのですが、特に  
昨年国際電信電話株式会社の発足に當  
つて、できるだけ今日の電気通信事業  
を何とか円滑に切換えるという意味

で、この際思い切つて政府事業を株式会社にしたほうがいいのじやないかといふ御意見もお持ちになつておつたと承わるのでですが、そういう観点からいたしますと、通信のよくな日々のよくな日々非常に話題が多い、或いは又なかなかかの場合には時期を失するということになりますと、むしろ金に代えられないというような実情等が、特に貿易なんかどうも時間がかかつて通話できないかの非常に話題が多い、或いは又なかなかかの場合には時期を失するということになりますと、むしろ金に代えられないと非常に莫大な損失を受けると思う。そういう面に対しても非常に通信に対する今日の不自由な実情について日頃いろいろ痛感しておられると思うのであります。そういう立場から考えて、なおかつ料金の値上げという問題についてもむしろ全面的に反対だという形で、それが、そういう立場から考えて、なおかつ料金の値上げという問題についてもむしろ全面的に反対だという形で、できるところならば政府資金という御意見を見たつたのですが、仮に政府資金というようなこともこれは結論的に無理だということになつた場合には、これをおかつそういう実情にあつても料金値上げは一つ遠慮してもらいたい。かく論するならば、今日のような実情におかつそのうなふうにまでお考へなのか。それとも料金値上げ、先ほど梅田さんのほうでは一五%くらいというような妥協の如き甘んじても或いは止むを得ないと、いうふうにまでお考へなのか。それとも料金値上げ、先ほど梅田さんのほうでは一五%くらいというような実情に、一体それでも料金値上げは全面的に反対なりというお気持ちのかどうなのか、ちよつと一言結論的に御意見をお聞かせ願いたい。

非常に不自由を感じているということは私も同感であります。それだから電話設施を拡張し改良するということは全面的に私は賛成します。併し拡張建設するということについて、私たち非常に異議を持つておる次第でございまして、それで値上げそのものについては反対をいたしませんけれども、値上げの分はどうしても国家の資金を利用してやつてもらいたいという私の考へでございます。それには、我々みたいに月に九百回から一千回とかける貿易商社は、料率を是非過減してもらわんと、今のこの貿易の競争の激甚なるときには、とても外国の商社とタイアップできませんので、改良にしたばたばらんけれども、余り料金値上げしてもらつてはちよつと私たちやつて行けませんから、そこだけそれは政府におきまして、政府資金を是非大蔵省と折衝して、それで公社のかたの御負担でやつてもらいたいと思います。もう少し努力してもらつたら、郵政省にはたくさん金がございますが、その金を一つ公社のほうへ廻す熱意が、私は公社のかたと郵政省にまだ足らんじやないかと思いますですが、その点どうでしよう。

本筋を追つて、いろいろ資金面の調達について努力をする、併し利用者の立場でそれなら飽くまでそういう形でやつてもらいたいという気持はあるですが、併し若しそのことがうまく行かないとした場合に、なお且つ現状の不便不自由さを忍ぶその打撃といふ問題は、これは特に日常直接通信の恩恵といふ問題以上に商機を失するといふ問題が、貿易といふことの立場からすれば非常に重大な致命的な問題じやないかと思うのであります。昨年国際電信電話株式会社の法案が国会でいろいろ論議されましたときには、そういった問題が、非常に瞬時を争う通信といふ致命的な立場からいろいろ御意見を承わつたこともあるのであります。それはひとり国際通信に限らず、国内通信においてもそうだと思うのであります。併し国内通信以上に各般の劣悪なる状態の下に置かれている今日の貿易の振興からして、そういう場合に通信の生命は、実はそいつた非常に瞬時を争う、敏速を要するという問題が、まあこういう表現をすると問題かと思いますが、料金以上の非常に重要性があるわけじやないかというようになります。かという場合に、まあ最悪の場合、やはり資金の調達がうまく行かないならば、まあ／＼現在のところ一つ抑えて

やつでもらいたいと、いうこともあります。しかしのうか、これを、私ども直接通信といふものについての御理解が特にありますけれども、ここに何とかしてあなたのお力で政府の資金を取つて、これは料金値上げして建設するといううござ自体がどうも私はいからん。これは二割五分とおつしやいましたが、それを半分ぐらい値上げして、あの半分は政府資金を大蔵省より取つて、そうして建設資金のほうに持つて行くといふうに是非お願ひいたしたいと思うのであります。

○委員長(左義詮君) これにて午前は休憩をいたしまして、午後一時半から引続いて開会いたしたいと思います。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(佐藤義詮君) 午前に引き続ぎ公聴会を続行いたします。

それでは東京商工会議所議員能勢昌雄さんにお願いいたします。

○公述人(能勢昌雄君) 本日電信電話の三つの法律に関連して、お呼出を受け参つたわけでありますが、そのうちにも含まれております主として電信電話の料金の問題について所感を申上げたいと思います。私事でございますけれども、昨日旅行から帰りましたので、十

分な資料を整えておりませんので、甚だ申訳ございませんが、お許しを願います。旅行中に頂戴しましたいろいろの資料をすつと読んでみまして、電電公社の、何故に料金を上げなければならぬかと、この法律の中に含まれております料金の値上げの問題につきましての説明、又その値上げをした料金の用途というようなものにつきましては、すつと詳説をいたしましたのですが、私も遺憾ながら専門的知識を持たませんが、その一応の御説明は、よく納得が行くように感じられたのであります。ただ問題は幾つか残されておりますので、その点につきまして所感を申上げたいと存じます。多少順序は不同いたしますが、お許しを願います。

第一に、こういう公益事業の料金といふようなものは、できるだけ上げないのがよいということはもう問題のないことであります。併しながら、電信電話、特に電話の現在の需給或いはサービス等の状況からして、最も早い時期にこれをよく改良したいということが主なる目的で、その資金を加入者の料金の引上げに求められているわけであります。先ほど申しましたように、その目的はよくわかりますが、私どもの遺憾としますところは、実に料金の値上げのみに主たる財源を求めるというところにあるのでございまして、これは先ほど午前の公聴会のおしまいにちよつとお笑声の中に承わりました妥協的な案と申しますか、そういうようなお話をありましたが、私はこういう問題は、殊に電電公社というような会社組織のものができてやつてある以上は、その会社の努力、そうして特別な公共事業である性質上、政府のやはり

協力、助力といいますか支援、そうして一般加入者、それは既設加入者並びに新らしい加入者を含めての加入者の負担によつてやるのが一番いいのじやないかと思うのであります。ところが原案を見てみますと、殊に今回提出されます法律の内容を見ますと、政府資金はこの前の不成立の予算にあつたものも今はなくなつたように見えるのであります。又電電公社自体の発足以来の各方面に対する御努力は伺つておりますし、又この書類を見ましても、ほかの公益事業に比べてベースの低つた従業員の手当についても、殆んどそれにも同等な程度まで改善した。又私は直接存じませんが、伺うところによると、その従業員に対する厚生施設のごときもなか／＼行届いた、他の官庁にも見られないほど立派なものがあるやに承つております。又電話のサービス、その他につきましても、恐らく非常に御努力の結果、伺うところによると只今では経理上も収支相償つてゐる状態であることは、その御努力も認められるのであります。今回新らしく五年計画を御立案になりまして、新らしい架設の増加、又そのほかサービスの改善のみならず、従来独立会計自体に、国家にその利益を吸収されていたために不完全であつた資産に対する償却の補い、又もう一つ、将来の政府借入金或いは一般的の社債等の返却というそとに於する基金、その積立てるために不完全であつた資産に對する償却の補い、又もう一つ、将来申しましたように、それを加入者、殊に利用度の高い加入者の最高の負担によつてやつて行こうという案につきましては、その資金調達の方法並びに値

上げの手段その他につきまして、我々は一応危惧を持つ、不満を感じる次第でございます。一般普通の事業界におきましても同じであります。こういふ大きな事業の計画は、やはり五年とか十年とか長期計画を立ててやつて行かなければいけないのであるという御説もよくわかるのでありますけれども、我々の法人といたしましても、一ときに建物を立てましてやつたほうが経済的であるということがはつきりわかりまして、やはりい袖は振れないというわけで、適当な、自分の力に応じた程度にとどめて、遺憾ながら不経済でもその次に次の計画を立て行かなければならぬというのが実情であるように感ずるのであります。殊に昨今一般經濟情勢は我々のほうの商業者というほんからとりましても、すでに行詰りの状態で、近く不振の徵候が明らかに出ておる際、更に又一般中小業者におきましてはいろいろ御經營の苦しいということを耳にしております。折柄、先ほどもお話をありました国の政策としての貿易の伸展というような問題から考えましても、非常に値上げをして加入者に負担をさせるのには時期が悪いのではないかという感じがいたします。で、いろいろの書類を読んで見ますと、一般物価の値上がりに比べて電話料金は非常に低いということになりますが、今度予定されておりますようになりますが、今度予定されておりますと、又一般の水準が上るというわけになりますと、非常にほかに影響するところが多いのではないか、こう感

する次第でありますし、又電話の料金といふものは、我々がそう大して過重な負担を感じずに払えるものだというようなお説もございます。私の関係いたしております百貨店業界におきましても、成るほど全体の営業費の中で占めます電話料金の割合というものはさほど高いものではないようであります。併しながら我が国全体の電話料金が改正されるということになると、今日變えられておりますインフレ的な物価高に影響がないとは決して申せないのであります。非常に電話料金というものがボビュラーなものでありますだけに、電話費まで倍になりましたからということで、相當いろいろなものとの値上がりに影響することは否定できないのではないか。その電話料金そのものはすぐに物価高に割込んで、その他の値上がりに影響することは或る業態においてはありますし、或る業態においてはないかも知れませんが、併し一つの物価高になる口切りをするということは一応考えていいのではないかと思うのであります。又先ほどその計画の中で申しました将来の公債の返済でありますとか、或いは從来の不十分であつた償却をこの際に或る程度カバーしていくということは、もとよりそれは結構なことでありますけれども、これ又やはりこういう時期、又非常に一般經濟から見ましてやりにくいときに、そこまで十分に考へると、いうことも無理があるのでないか。例えば或る会社で、従業員がベース・アップをしてもらいたいというときに、今は独身ですが来年は家内をもらいます、その翌年は子供ができます、間もなく学校へ行きますから、その基金を留めるためこ

今からベースアップをしてもらいたいと言つても、なか／＼感じられるるものではないと思ひます。つまりそれを言い換えますと、今日の我が国の経済では、なか／＼長期、長期と言つても、五ヵ年でもかなり長期であります。が、一年先の計画も立てにくい時期でありますので、私は五ヵ年の計画を、而も相当理想的な計画を、電電公社のほうに申させれば決して理想的でないということが書いてあります。まあ一応理想的な案をお立てになつて、それを利用度の高い加入者の負担のみによつてやつて行くということでなく、当初申しましたように国家投資最も困難なときではありますけれども、ある程度お気張りを願うし、又電電公社の内容も我々ははつきり存じませんが、先ほど申しましたような、着々として順調な足取りを辿つておいでになるのを、更に掘下げて始末すべきところは始末する、或いは繩延べられる事業は繩延べるというようなことにして、業者も或る程度の負担は止むを得ないというようにして計画をもう一遍立案されて、そうして堪え得るようにして、そうして世の中に影響が少いようにして値段を上げることがどうかと思います。成るほど外國に比べて低いと申しましても、電話の数そのほか利用度等において外國と遜色があると申しましても、電話だけが完全になりましても、立派な洋服を来てぼろの靴を履いているのと同じでありますから、やはり国民全体の経済力にバランスしき程度に電信電話もよくなつて行くということが我々としては辛抱をしなければならん縋じやないか、こう考へる次第でござります。

社債の点についても、非常に今は募  
集しにくい時期だということも何かペ  
ンフレットにありましたようですが、  
そのことは何を物語るかというと、や  
はり高い料金を払いにくいときだとい  
うことと同じだらうと思います。やは  
り経済状態がなかなか、資材を集めにく  
いということと同じで、やはり我が國  
の経済の現状が必ずしも順調でないと  
いうことが期せずして書いてあるのだ  
と思うのでござります。そういう意味  
におきまして私は重ねて申しますが、  
やはり政府の助力出資、そうして電電  
公社の更に掘下げた合理化と申します  
か、それと加入者 新加入者との負担  
というものを併せて、そうして全体の  
枠は今日の経済状態を考えて或る程度  
引下げて行く、そうして一歩々々と言  
うては消極的でありますけれども、そ  
れで行ける最大限度、ほかとのバランス  
のとれる最大限度の改良をして頂く  
ということが最も穏当ではないかと考  
える次第であります。

て申述べたいと存します。先ず百五  
のP BXにつきましては、いわゆる  
営もできるようになつていてます  
が、機械の設置、保守、運営、これ  
統一して行わないと神経全体が統一  
的で動かない、従つてサービスも悪く  
るので、どうしたらサービスをよく  
ことができるかと、こういつた技  
的な見地から申上げるわけでござい  
ます。兩国会において成立しな  
たわけでござりますが、このよう  
に問題となり、慎重審議が行われま  
して、法案は両国会において成立しな  
た専門的な問題について国会において  
慎重審議されましたことに深甚の敬意  
表すると共に、三度私どもは電信電話  
事業に直接携わつておる従業員とい  
しまして、特に純技術的な立場から  
対をいたす次第でございます。純技  
術的な立場から反対するということは  
ただ単にP BXが民間に取られると  
つた官僚的な繩張根生やイデオロギ  
的にこうしたものに反対する、そどう  
う観点からでなくして、電話は神経系  
と言われますように、電気、ガス、  
道と一見似ているようでございま  
すが、機械の設置、保守、運営、これ  
統一して行わないと神経全体が統一  
的で動かない、従つてサービスも悪く  
るので、どうしたらサービスをよく  
ができるかと、こういつた技  
的な見地から申上げるわけでござい  
ます。

ります。昭和二十三年三月にG H Q の  
電話事業の一元化の見地から直営であつた  
電公社となりましてからも、ずっとと  
の方針で今日に至つておるわけでござ  
います。G H Q がこのような指示を出  
しました理由は独占企業の禁止といふより  
も、この際にはアメリカの電信電話關係  
の専門家、民間人でございますが、  
当時の占領政策の一環からといふより  
も、民間人の専門家が参りまして、日本の  
P B X の現状を把握して、その上に立  
つて、第一には、日本では機械、機器  
の標準化、統一制がとれていないので  
サービスも悪い、電話事業は局内の機  
械、線路、中継線、P B X 、端末電話  
等が一体として經營され、扱われな  
ればならんという、こういう理由が大  
きな理由であるというふうに承知いた  
しております。これは甚だ抽象的でわ  
かりにくいかと存じますが、一例を挙  
げますと、当時構内交換機の型が全  
く多種多様で、全国で一台しかない、規格  
乃至は三台、数台しかないという型もあつ  
たりました。又端末の電話機、いわゆ  
る普通の受話機でございますが、規格  
品が十七種、規格外が百五種もあつ  
て、更に交換機の部品等を調べて見ま  
すると、経電機というもののだけとりま  
しても千百七十一品種というふうに非  
常にばら／＼であつたという実情であ  
つたというので、このような実情では  
日本のP B X は發展し得ないと、いう技  
術的な立場が大きな理由であつたとい  
うふうに承知をいたしております。第  
二の理由をいたしましては、民營の場

合には工事に重点が置かれて日常の保守が完全に行われない。従つて P.B.I. の故障の率が非常に多くなる。第1番目には、個々の業者のかたに民営として行わしめると、先ほど申し述べたように標準の維持もできない。其のままでこれを監督するということになりよければ電通省なり、電電公社の監督範囲が広くなり、監督費も高くなるから経営上無駄である、このような技術的な、経営的な面から G.H.Q. の措置がとられたのであります。私どもアメリカ人の行なつたことは何でもいいとか、或いは何でも悪いというのではなく、更に又占領措置であつたからこの際これを元へ戻さなければならん、いや戻さなくてもいい、こういう議論をやめまして、電話事業の技術的な特質から問題を検討して行かなければならぬと考える次第でございます。

そこでいま少し詳しく私どもの主張でありまする公社で一元的に運営したほうがよいという理由を技術的に申述べますと、公社が一元的に運営いたしましたれば、交換機の規格も統一されて参ります。よく検査を経た機械を用いますし、又工事も一元化されました頃より準工事法で工事をいたしますので、且つ又その工事をやる従業員、これを保守する従業員は公社の教育機関である学園なり現場訓練等でよく教育をしておられます。設備会社から受入れました従業員の諸君は千五、六百人あるといふように考えておますが、このうち半分はすでに一ヶ月ぐらいの訓練を経て年々訓練を進歩する技術に対応し得るようになります。設備会社から工事をするところが工事をする。而も工事をするときから、いすれ自分たちでこれを保守し

て行かなければならん。将来の長い間保  
の保守、更に交換機の価格のことまで  
考へてやりますので、電話の加入者の  
かたに対するサービスはこれに優る方  
法はないと考えるわけであります。電  
話は電燈と異なりましてちよと引入  
線を引いて来れば話ができるというよ  
うな簡単なものでなく、交換機、總  
路、端末の電話機の全部が全部良好な  
状態に置かれなければ話がうまく通じ  
ない。若し一つのビルディングなり、  
一つのホテルのP BXが調子が悪いと  
いうことになれば、そこへかける相手  
の方の加入者のたも電池の事情一つに  
よりましても或いは一つの部分品がう  
まく行かなくても微妙な弱電流でござ  
いますので、話がうまく通じない、相  
手方にも迷惑をかける、加入者全般に  
迷惑をかけるというような点からいた  
しまして、どうしても一元的にこれを  
運営しなければならんと考えるわけで  
ござります。これが証拠といたします  
て、故障の率は直営は自營の度合に比  
較しまして約三分の一に済んでおると  
いうような点がよく明瞭にこの根拠  
を物語つておるのではないかといふ  
うに考へます。尤も私どもの主張に対  
しましていろいろな御意見も聞いてお  
ります。或いは加入者がP BXを申込  
みましてもなか／＼開通しなかつた、  
公社は予算の枠があるから自分の資  
金でどん／＼P BXを付けたらいじ  
やないかと、こういう議論もあるかと  
思いますが、併し今までP BXが、工  
事が遅れたという主な原因は、むしろ  
P BXそのものにあつたのでなくして、  
肝心のもとになります基本設備であり  
ます。電話局が足らない、電話局の交  
換機やケーブル線が不足であつた、こ

ういうところからして主な原因があつたのではないかとうふうに考えます。現に、設備会社を受入れました當時には、公社の直営によりますのは三百九十九件ありました。受託をされ受けてやつておるのが五千六百五十五件、四五回に五五%。二十八年の三月には更に公社直営は五千件を突破いたしまして、ほぼ同じようなペーセントになつて来るというふうに考えるわけだござります。その上、受け継いだものの中には、先ほど申しましたような規格品がばら／＼とか、非常に傷んだ機械も老朽な機械もある。これらの取替に銳意専念以来当つて来たというような点から工事もうまく行かなかつたというふうに考えるわけであります。勿論電通省當時、官僚的な手続等もあつたことは否めないと考えます。が、その公社となりまして手続の簡素化、資材の配備或いはサービス・カー等を設けまして、故障にもすぐ器具を積んで、そのままサービス・カーが走つて行けば故障も直し得るというような、こうしたサービスの点も改善されつつありますので、こうした御意見に対しましては、逐次急速な要望に副い得るというふうに考えます。従つて先ほど申しましたように、電燈線のような調子には行かない。或いはラジオのセットを買って来てソケットを電燈線に突込めばすぐラジオが聞えるという簡単なものではないので、どうしても先ほど言つたような一元化が必要である。仮に自営ができる、自分でP BXを付

けたい場合に自分で付けるというようになつた場合、成るほどP BXだけでは、構内交換機だけはできましてもとのほうの電話局なり、電話局の交換機あるいはケーブル線がないということになれば、P BXは付けたが電話局に通じない、話ができないというようなこういう現象が起きて、加入者のかたは早く何とかしたいということでP BXだけを付けて、それからあとは困るというような現象が起きて来るのですが、建は、却つて加入者のかたにサービスが悪くなるのではないかという点が心配されるのでござります。それよりも、成るほど一定の枠にございますが、建設資金の計画を立てまして、これだけは電話局の基本設備に使う、これだけはP BXといつた工合に、計画的に資金を運用して逐次発展させたほうが非常にうまく行くというふうに考えます。二十七年度の公社の建設資金も約四百億円近くの中でP BXの建設資金は十二億七千万、これでいわゆる甲種増設が三万三千個、乙種増設が四万四千個でござりますが、このような建設資金のバランスになつておりますので、仮に十二億をまるく基本設備に廻しましても全体から見れば極めて僅かなペーセントでござりますので、それよりもむしろ計画的に、先ほど申しましたように基本設備とP BXとバランスのとれた総合された建設をやつたほうが電話の発展のためには非常にいいのではないかというふうに信じております。或いは御意見の中に公社と民間に競争をさしたほうがよいだらうといふ意見もあると思いますが、物品製造や商業面では成るほどよいかも知れませんが、先ほど申しました通り、た

とえ一定の技術水準を設けました、やはり或る程度の設計基準なりかできないというようなことも考慮すれば、やはり規格が崩れて標準化乱れて来るのが必至ではないか。これは民間のかたを信用しないといふのはございませんが、将来の長い間保守交換のことを考えまして、同じ営業で同じ公社の職員が工事をする場合と、そうでない場合といったしましては、おのずから人情をいたしまし境が生じて来るのではないかといふに考へるわけであります。なお現先ほど申しました通り、電話設備会社から電通省へ引継がれた従業員の諸君が約千五、六百名公社においてございますが、公社自身もP·B·X事業をみずから担当いたしまして、電話を愛するせう術者といたしまして真剣に考えまして問題があつて引継がれたのでございますが、公社自身もP·B·X事業をみずから担当いたしまして、電話を愛するせうに反対しておるということを申添えておきたいと存じます。なお電気器具開発係、電気関係、電線関係の労働組合の諸君とも私ども密接な連絡をとつておりますが、私が先ほど申しましたように、計画的な発展というものがメークアップされ、これを持ち渡すなり、売買をしてみたいというような御意見も受け、全面的な贅意を受けておる点も申添えておきたいと存じます。

うに考えております。  
いろいろ申述しましたが、世界各国を見ましても、官営或いは民営で電話をやつておりますが、民営でやつておる所にいたしましても、或いは官営でやつておる所にいたしましても、いざれにいたしましても、P BXを二元的に経営している例はございません。その経営主体が一元的に経営しておるのでありまして、世界各国を眺めましてもこういう例はないでござります。  
而も電電公社が出来ました理由は、電信電話事業を、公共性を保ちつつ企業的能率的に経営することが眼目でありまして、P BXの一元的に経営されるようになつたのは昭和二十五年五月で、僅か三年を経たばかりでござります。公社になつてからもまだ一年になつておらないという、こうした事情からいたしまして、折角企業的能率的な経営を行おうという建前の公社、而も又努力をいたしておりますが、公電並びにその従業員の熱意をくんで、私どもは無論この百五条には真向から反対いたしますが、少くとも今暫らくP BXを一元的に経営せしめて、なおその上でも悪いというようなときには、その際いろんな御非難なり、違つた方法があればこれは我々としても何とも言いつらうといふことがござりますので、少くとも今暫らくの間は現在の経営方式をとるということが、電話をスマースに運営し、電話の発展の上に必要ではないかと存じますので、この点を申し添えておきたいと存じます。

いろいろ今出ておりまする数字等もござりますが、この通信政策を衝いて、この政策がいいか悪いか、単なる現象面に電話が引けない、からないと、非難或いは輿論があるのは、先ほどからも申されまして周知の事実でござります。私どもも約二、三年前から、建設的な電信電話再建運動を展開いたしております。昭和十六年に百六万個の電話加入者がありましたたが、戦災等のために昭和二十年には約半分となり、爾来逐次復興いたしまして、現在では百五十五万個となつて参りまして、昭和十六年に較比いたしまして約一五〇%と増加をして参りました。併し、なほお電話を引きたいという需要者が八十六万人と言われば、潜在需要を合せれば恐らく二百万程度になるのではないかというように私どもでは計算をいたしております。この電話が引けないとどう非難が、結局実際仕事をやつておりまする電話局の窓口の加入係の諸君、或いは交換手の諸君が受けておりますので、私どもも何とかこれはいたさなければならぬと考へておるわけですが、何といつても労働組合でございまして、経営権がないと経営権の問題にもタッチができないところが、問題は、只今も申上げましたような通信政策の問題であるというふうに考えます。御承知の通り昭和九年から十九年にかけまして一般会計並びに臨時軍事費へ十二億三千万円、現在の貨幣価値にいたしますれば約二千五百億円ぐらいになるかと思いますが、これ

が繰入で一般会計の戦争遂行の犠牲になつて参りました。而もその上に戦で先ほど申しましたように電話がだんだんやられて、或いは又戦中にとにかく資材がない時代であるから間に合わせでやつて行けということになりますて、ケーブル線を引かなければならぬからお粗末なケーブルでやつて行こうをゴム線でやる、銅線でやらなければならんところを鉄線でやる。ケーブルにいたしましても或いは鉛がいいからお粗末なケーブルでやつて行こうというようなことからいたしまして、今日障害が頻りに起る不良施設が非常に多い。これがそのまま残つておる。こういうものを取替えなければならんといふので特別償却として今年度だけでも二十七億円計上されておるわけですが、普通償却以外にこれをやらなければならんというのはそういうところにも原因がある。一方電話に対する先ほど申上げました不満の声を解消するには、何とかしなければならんというので、公社の經營者といたしましては五六年計画を立てていますが、最近は五九年で加入電話百万個、それをする中継線を殖やすというのが資金面でいろいろと行詰りまして、当初七百萬という計画であったのが資金面のためにだん／＼縮小されまして、ここに出しております五六年計画は、五年間でじたく十万個の加入電話を作るというようすでなくして、もつと少くとも最初の計画の電話の需要が多いがな／＼引かなければな／＼解消ができないというこの声を解消するのには、どうしても只今のような縮小された計画になります。この出ました五六年計画を六ヵ

年なり七ヵ年に延ばしれらといひよぢ  
な御意見もあるうかと思ひます。例え  
ば五ヵ年七十万個を、七年にすれば  
年十万個すでいいじやないか。五ヵ年  
してもいろ／＼な施設が古くなつて來  
る、拡張もしなければならない、とこ  
ろが今電話が一本も引けないと云う電  
話局が全国にたくさんあるのでござい  
ます。この計画が縮められ、予算が縮  
められては、勢い新らしい電話局を共  
電式を自動式にするということにも行  
かないで過ぎ足しの工事をやつて行  
く、或いは最初からこの地方にはどれ  
だけの加入者が三年後にはあるから、  
五年後にはあるからこの際百対のケー  
ブルを引きたいというところだが五十  
対で我慢しよう、それからもう一、三年  
たつてから五十対補充するといひ、そ  
ういう無駄が生じますので、そういう形  
ふうなことは算術的な計算ではできな  
いわけであります。このような事情に  
合わせまして昭和二十六年度には運用  
部資金から百六十億、昭和二十七年度  
には百三十五億入つたのであります。  
且つ又不成立予算では四十億円の運用  
額も積んで来る。今年度予算でも利子  
は債券取扱費を含めまして四十一億と  
なつておりますし、社債の場合は元金

の償還も考えなければならない。どうしても私どもといたしましては、本来ならば利子のない資金を持つて来て頂くのが妥当かと思いますが、そういうわけにも行かなければ、少くとも低利長期の運用部資金を政府が考えて然るべきではないかというように考えます。そういう点が政策のほうで行われないので勢い料金値上げということになつて来て、公社の經營者といたしましては、極めて安易な途と言ふと語弊がありましようが、政府の政策上止むを得ずそういうような案を出して来たのじやないかと推察するわけでござります。電話の施設の拡張改良をしてやる熱意は私ども全く同感でござりますが、私どもといたしましては、こうした政府のやり方の政策というものについては納得ができないところであります。

りまして電信電話料金は特定局で何と申しますか得ました、もつと平たく言えば、特定局で得ました、公衆から取りました、利用者からもらいました料金は、そのまま公社に入つて参りますが、今度公社から取扱費を郵政省のほうに支出をいたしております。昭和二十六年度の決算においても、電信三十億、これは先ほど申しました五十六億円の中に含まれておりますが、電信三十億、電話十五億円の赤字を出しておられますし、昭和二十七年度の決算はまだできておりませんが、四十五億を突破して参ると思います。このような地方の電話或いは電信といふものは極めて公共性がござりますので、私ども事業の本質から当然取扱うべきであり、サービスをよくするのが当り前だというふうに考えます。そのほか電信電話事業には、これは額は大したことなことはございませんが、船舶通信の海岸局の通信といったようなものも極めて公共性を發揮しておるわけでございましょうが、こういったものにつきまして、勿論通信は連関性がござりますが、地方の通信につきましても、都会と地方という、こういった関係もございまますので、これをまるく、といふようなことはちょっと無理であると思いますが、こうした公共性のある面については一般会計から補填ということも必要ではないかというふうに存じております。或いは又今回九州地方に大水害が起きました電信電話関係の被害は相当甚大なものがあるわけでございまして、いすゞ補正予算等が組まれるかと思いますが、結局公社自体の自前でやるということになります。道路などとは性質上ちょっとこれは比較しか

るの被害のように国家の災害復旧費で復旧乃至は補助があるということになれば、これは他の一般の電信電話の利用者に負担をかけさせなくとも済むのではないかとそういうふうに考へるわけでございます。更に最近電信電話事業に特徴的に現われて参りましたことは、本年の四月一日から国際電信電話株式会社が発足いたしました。私ども第十三回国会で、日本電信電話公社法、国際電信電話株式会社法が審議をされました際に、電信電話は国際、国内を切離せたるものではなくて、一元的に運営すべきものであるという技術的な、経営的な建前から反対運動をいたして参りましたが遺憾ながら会社は発足いたたわけでござります。当時国際電信電話事業で年間十数億円から二十億円利益があることは、審議の過程でも明瞭であつたというように承知をいたしておりますが、このように儲かる面が株式会社として切離され、いわゆる資本主義的な観点から儲かる面が株式会社になる。これによりまして、一部の資本家のかたよりは利益になつて来ると思ひますが、こうした年二十億からのものが取られれば、それだけそのしわ寄せといふものが今年度の予算案に現われて、これが料金の問題にも波及して来る。こういうような点からいたしまして、公共性のある事業が無視をされてしまう。その他請負工事を大幅にやらせますとか、或いは又電信電話事業の収益を上げている部面を一つへ切離す、先ほど申しましたような、P.B.Xのようなものが切離されて行くといふ傾向は、一貫した通信政策がない。而も矛盾を生じておる問題であります。

で、これは一般の方々の料金へもしわ寄せが来る。私はこういうことを御強調申上げたいと存じます。要するに、政府には公共性のある電信電話事業に対する一貫した政策がない。もつて来ておるわけでござりますので、料金問題は、この政府の政策に私はメスを突つ込み私はこの政府の政策に反対をいたすものでございます。最近国會でも電通事業に対しましていろいろ御尽力を頂いておることを厚く感謝いたすものでございますが、例えは建設資金の面にいたしましても、政府資金による建設資金の増額が要望或いは決議がしば／＼なされて参りました。最近では過ぐる第十五回国會において電話設備費の負担臨時措置法成立の際にも、この參議院の電通委員会で決議を頂いておるわけでござりますが、それが一つも政府によつて実行されていな。従いまして建設資金を運用部資金なり國家資金で持つて來るということは甚だ言いやすく、言葉で言えば簡単でござりますが、そうした政府の態度乃至は大藏当局の態度からいたしますれば、甚だ言い過ぎであり、僭越であるかと存じますが、どうか具体的にだけ建設資金を持つて來る、そうして料金をどうするというような点まで国会の各位にこの点をお願いをいたしております。これらは通信政策を改めまして、然る上に立つて、料金原則の上に立つて適正な料金が打

出されるというのであるならば、料金問題に対する対策であります。それに料金問題といふものが露呈されて来る問題でありますから、この政府の政策といふものに反対し、これを改めて頂くことを結論といたしまして私の意見といたしたいと存じます。

○委員長（左藤義詮君） 有難うございました。

○委員長（左藤義詮君） 次には関西電話工事協会会长斎藤新三郎さんにお願いいたします。

○公述人（斎藤新三郎君） 只今御紹介を得ました私は関西電話工事協会の齋藤でございます。前に私どもやはり通信省の禄を食みまして奉職しております。その後民間に下りまして現在に至つておるわけでございます。本日通信に関する画期的な重要法案の公聴会に参加することを得ましたのは、誠に私としても光榮の至りでございます。そして、衷心から厚く御札を申上げる次第でございます。

今回上程御審議中の三法案は、明治三十三年の電信法が未だに現行法となつておるのを時代に適合した法律案にしてしたことや、両通信法とも新憲法にふさわしく民主的になつたということや、監督法と営業法とを分離して体系の整つた基本法ができたなどに対しまして賛意と喜びを持つもの

でございます。この三法案は統計百十七条に亘つておる条文でござりますので、これに関する意見は当然多種様でございますが、他の専門のお方がいろいろ御意見も述べられたことでもござりますし、かたがた私は主としてこれまでいた、求められましたと推定する問題は、料金とP BXの問題ではな、かと考えますので、私は主として二問題につきまして申上げるつもりでございます。

料金について申上げます。現在電話の需要が非常に多い、市外通話が早くからならない、市内電話の話中率が多い、これを何とかしろという国民の声は、これは申すまでもなく非常に強いものでございますが、一方公社の現状では、設備の償却、負債の返済や或いは建設改良資金の支出、こういうようなことでございまして、一方外部借入も困難だ、こういうような現状であるそうですが、これらのは諸情勢から見ておりまして、当然料金を値上げする案が提出されたことだと考えまして、現状では誠に止むを得んことだと私ども考えております。ただ我々は最小限の値上げにとどめてもらいたい。又その後における建設やサービスを予定計画通り実現して頂きたい。或いは負担の公平を期してもらいたい。例えば負担の公平と申しますと、電信の赤字を電話の利用者にかけている。或いは利用度の多い加入者に負担が偏在している。これも一面遮滅制度の方法で何とか御検討願いたいと考える次第でござります。又一面地方地元民としましては、東京より大阪、神戸の復旧率が落ちてゐるという声が相当強いのでござります。これらの点も御研究願いたいと私は存じます。

どもはお願いする次第でござります。次に、今回の公衆通信法の第百五条、第六百六条に纏込まれましたPBXの問題について申上げたいと思ひます。只今石川さんから纏々お話をございまして、その直後に私が述べますのは如何にも対蹠的でございますが、これは多年利用者が非常に待望しておりますところです。BXを民間でやらせるという案は、これは多年利用者が非常に待望しておられますこととございまして、漸く今回法律案が上程せられまして、ここに御審議の中でございますが、只今述べますのようなよい特徴、よい点を持つていてるのでござります。第一は、公社と加入者自営との二本建でありますから、需要家は公社と自営との自由選択が当然であります。まして発注ができるわけでござります。これは在來の独占の弊害が改善であります。これまで、勢いサービスの向上や価格の勉強、こういうことが当然期せられるわけでござります。第二は、民間資本を利用できる結果、自然公社は公費を専らその基幹設備に充當できますから、電話復興が促進されると思います。第三は、現在は画一的の機械を使ふような画一式でやつておられますのが、これが法律案通り実施されるときには、需要家の要求に応ずる機能のものを設備できますから、機械や設備は当然改善進歩いたします。又需要家に勧めもしますし、納期にも早く行きますからこれも当然普及増加いたします。第四は、民間技術が活用されて電話復興に協力することになりますから、電話技術者の平和的労働員の体制がとられることになると思います。従つてこれを塊わる全国可百二、うち中小企業者

や、何万という労働者が浮ひ上りませんで、慣れた昔の業務に携わることがであります。以上のようないくつかの喜びを迎えることができるのです。即ちこれら国民に所を得せしめる政治が布かれることになると思いまます。以上のようにPBXの民間開放ということは、利用者も民間技術者最も望んでいることでございますが、只今御意見もございましたように、とにかくの風説を私どもも耳にいたすわけですがございますが、例えは公社の収入が減ずるではないか、こういうようなお説も聞きます。これは民間で勧めまして、増加するPBXに対するところの附加使用料というものを取りますが、その増加でも年額これは相当に増収になりますから、決して収入減と考へる必要はないのじやないかと思います。或いは又民間にやらせると機械の悪いものを使つたり、工事が悪いじやないか、下手じやないか、こういうならば、これは第百五条の技術基準で詳しく規定されております。勿論機械は公社の指定メーカーで、公社の指定の仕様書によつて作りました標準の規格品の検査済というものを使用することに当然なります。而もその設備の検査も、公社があつて初めて開通ができるものでござりますから、この配は私ではないと思います。又保存も一定の保守レベル標準いうものが当然考えられることと存じますので、何らこの点もきましては、通信が有機的機能の必要であることや、或いは電燈やラジオと違つているということは、厳選されましたが、こういうのもござりますが、これについた電話技術者である以上皆承知済み

でござりますから、この懸念は毛頭いものと思ひます。又公社の厳重な督下で行わるので、公社はいつでP BX設備につきましては臨検でござりますから、その心配はなつてゐません。又民間技術者も殆んど部分が電通出身なのでござります。

次に、このP BX業務というのも、一応お考え願いたいと思うわけでございますが、元来このP BX業務の性格上、これは民間でやりますれば極めてうまく行く適當な業務と私どもは考へております。これは過去四十五年間の経験でやりました実績が歴然として証明しておりますが、例えばテーブルの下にもぐつたり、天井裏にもぐつて配線をしなければならない仕事でござりますので、或いは土曜日や日曜日に工事を開通させて月曜日の朝に間に会せる。夜でも昼でも故障が起きますと駆せつけて修理をさせると、民家がやりますと勢い雲々は信じている次第ござります。

さて、法案実施に当りまして、私が希望しているところを諸先生にお願いしたい点がござります。第一は、八月一日にいよいよ実施になりますにつきましては、公衆通信法の第五百五条に規定されております担任者の認定でございますが、この認定につきましては、前後者はすべて認めて頂きたいとお願いする次第でござります。前後者は、申上げる次第でござります。そうすれば、二月までやつて参りました通信局長認定の技術者と、更に現在までやつております通信局長認定の自営技術者を認めます。

は八月一日実施によりまして実施の  
空白がなくて済むわけでございます。  
第二は、公衆通信法の第三十六条に書  
いてあります転換器による電話機増  
設、即ち俗に乙増と言つております  
が、これは公社のみでやるような規定  
でございますが、どうぞ今後昔のよう  
に加入者にやらしてもらおうように御配  
慮願いたいのでござります。それから第  
一に、P BX関係の民間の権威者を資  
格審査の委員や、審査員に御任命下す  
て、或いは技術基準制定の委員に任  
命して頂いて、民間事情をくんでその  
意見を容れて頂き、無理のない、実情  
に即した実施をしてもらいたいことで  
ござります。これは公認会計士協会で  
あこういうことを一面やつているそう  
でございます。それから第四は、ビル  
の配線は、建造物の一部でござります  
ので、需要家に任せてもらつて、工費  
を他の有効な設備の面に使つて頂きた  
いことでござります。最後に、このP  
BX民間開放といふか、復元といふ  
か、これは需用家も我々も戦烈な実は  
待望のことござりますると同時に  
に、電話技術に生きる我々としまして  
は、官民一体となつて電話復興をやり  
たいという念願なのでござります。  
表現のいろいろ、まずい点もございま  
しようが、どうぞ速かにこの法案を御  
可決下さつて、早く実施されるようによ  
りお頼い申上げまして私の公述を終  
ります。有難うございました。

○公述人(島岡博次君) 只今御紹介いただきました平野製油株式会社の島岡博士でございます。平野製油と言いますのは、いわゆる大阪の中小企業で油をついている会社でございます。植物性油をやつております。どうぞ今後どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、今回の日本電信電話公社の電報、電話料金の改訂につきまして、次の条件並びに趣旨におきまして賛成いたしました。その理由を述べさせて頂きります。

電報電話事業は、昨年の八月以降経済の民主化の要請と、企業の能率化の要求によつて公社経営となつたわけであります。が、公社経営としまして二つの目的を持つておるものと思ひます。先ず第一には、公益に十分役立つべき独占企業として、あまたの公企業と一緒に一般電話加入者の通信の需要ど側宣に対しても能率的、うして又十分なサービスを尽した経営でなければならぬと思います。第二には、独立会計によって運営される企業である以上は、民間の一般企業とは異なる要素はあるといったしましても、その企業経営が健全であり、且つ発展性を持つ収支のバランスを持たねばならないと思ひます。大阪の経済界におけるいわゆる中小企業者の一人といつてしまして、右の觀点から私の考え方述べますと、第一に、電話事業が公社によつて十分能率的且つ未端に至るまで十分サービス的であるかと申しますと、その現状は遺憾ながら及第とは申しにくいところか、落第に近いと思ひます。すでに皆様が何度も申されましたごとく、市内通話におきましても中巴以上は話中で、ダイヤルを何回も何回も廻さなければなりません。

ればからぬことがあります。まして市外通話におきましては、至るところには、数時間待つもなお通じないことがしばらあります。なお電話局によつて差異があると思いますが、電話交換手の中には、電話事業が公的サービス事業であるとの意識が十分でないと思われるものもあることは誰でも御経験のあることと存じます。その一例を私の経験から申しますと、大阪におきまして、夜も十時過ぎになりましても市外電話を幾度呼んでも出ません。完全に向うへは通じている信号にておきます。この間私が一度時計を計つてやりましたときには二十五分待ちましたが、遂に市外通話の係は出て来ませんから、それで止むを得ずあきらめたような次第であります。電話といふものは、或いはそのときに親子兄弟が危篤状態にあつて、電話してゐるときもあるでございましようし、又その電話一本によつて數千万円の取引が成立するかしないかという大事なことも非常にたくさんあるのではないかと思われます。こういう点から見まして、たとえ設備が十分でなくとも、出て来る交換手のかたに何とかサービスを一生懸命にやつてもらえば、或る程度加入者の気持もなごやかに救われることがあるのでないかと思います。次に、電話架設需要は年々増加しつつあります。公社の諸資料によりましても昭和二十七年末現在においても加入申込積滞数四十二万六千あります。その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こ

いことでござります。最後に、このP.B.X民間開放といふか、復元といふか、これは需用家も我々も熾烈な実は待望のことござりまするのと同時に、電話技術に生きる我々としましては、官民一体となつて電話復興をやりたいという念願なのでござります。

表現のいろいろまずい点もございましょうが、どうぞ速かにこの法案を御可決下さつて、早く実施されるようにお願い申上げまして私の公述を終ります。有難うございました。

○委員長(左藤義詮君) 有難うございました。

○委員長(左藤義詮君) 最後に、平野製油株式会社長島図博次さんにお願いいたします。

サービスを尽した経営でなければならぬと思います。第二には、独立会計によって運営される企業である以上は、民間の一般企業とは異なる要素はあるといたしましても、その企業経営が健全であり、且つ発展性を持つ収支バランスを持たねばならないと思います。大阪の経済界におけるいわゆる中小企業者の一人といたしまして、右の觀点から私の考え方を述べますと、第一に、電話事業が公社によつて十分能率的且つ未端に至るまで十分サービス的であるかと申しますと、その現状は遺憾ながら及第とは申しにくいどころか、落第に近いと思います。すでに皆様が何度も申されましたごとく、市内通話におきましても中ば以上は話中で、ダイヤルを何回も何回も廻さなければなりません。

いるときもあるでございましょうし、又その電話一本によつて數千萬円の取引が成立するかしないかという大事なことも非常にたくさんあるのではないであります。こういう点から見まして、たとえ設備が十分でなくとも、出て来る交換手のかたに何とかサービスを一生懸命にやつてもらえば、或る程度加入者の気持もなごやかに救われることがあるのではないかと思います。次に、電話架設需要は年々増加しつつありますし、公社の諸資料によりましても昭和二十七年末現在においても加入申込積滞数四十二万六千あります。その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こういうことはいわゆる中小企業者にと

な監も大いにるをえの記述は、公衆通信法の第三十六条に書いてあります。転換器による電話機増設、即ち俗に乙増と言つておりますが、これは公社のみでやるような規定でござりますが、どうぞ今後昔のように加入者にやらしてもらうように御配慮願いたいのでございます。それから第格審査の委員や、審査員に御任命下すにつて、或いは技術基準制定の委員に任命して頂いて、民間事情をくんでその意見を容れて頂き、無理のない、実情に即した実施をしてもらいたいことでござります。これは公認会計士協会でもこういうことを一面やつてゐるそうでござります。それから第四は、ビルの配線は、建造物の一部でござりますので、需要家に任せてもらつて、工費を他の有効な設備の面に使つて頂きた

○公述人(島岡博次君) 只今御紹介いただきました平野製油株式会社の島岡博士でございます。平野製油と言いますのは、いわゆる大阪の中小企業で油をついている会社でございます。植物性油をやつております。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、今回の日本電信電話公社の電報、電話料金の改訂につきまして、条件並びに趣旨におきまして賛成いたします。その理由を述べさせて頂きたいと思います。

電報電話事業は、昨年の八月以降経済の民主化の要請と、企業の能率化の要求によつて公社経営となつたわけですがあります。が、公社経営としまして二つの目的を持つておるものと思います。先ず第一には、公益に十分役立つべき独占企業として、あまたの公企業と同様に一般電話加入者の通信の需要と併宣に対しても能率的、そして又十分な方

ればからぬことがあります。まして市外通話におきましては、至るところには、数時間待つもなお通じることには、特急の申込にいたしません。通報或いは特急の申込にいたしません。電話交換手の中には、電話事業が公的局によつて差異があると思ひますが、サービス事業であるとの意識が十分でないと思われるものもあることは誰でも御経験のあることと存じます。その一例を私の経験から申しますと、大阪におきまして、夜も十時過ぎになりましても市外電話を幾度呼んでも出ません。完全に向うへは通して居る信号になつております。この間私が一度時計を計つてやりましたときには二十五分待ちましたが、遂に市外通話の係は出来ませんから、それで止むを得ずあきらめたような次第であります。電話といふものは、或いはそのときに親子兄弟が危篤状態にあつて、電話して

率的且つ未端に至るまで十分サービス的であるかと申しますと、その現状は遺憾ながら及第とは申しにくいどころか、落第に近いと思ひます。すでに皆様がた何度も申されましたが、市内通話におきましても中ば以上は話中で、ダイヤルを何回も何回も廻さなければなりません。

す。次に、電話架設需要は年々増加しつつあります。公社の諸資料によりましても昭和二十七年末現在においても加入申込積滞数四十二万六千もあり、その結果電話の市価が我が大阪におきましては二十万円から二十五万円にも達しているところがあります。こ

りましては電話架設を得ることが事実上不可能に近く、且つ電話は不適当な時価を呈する結果、企業の財産構成上不自然に高価であります。このような電話数の不足は、一方において、さきに述べた通話上の不能率を来たすと共に、他方又自然電話売買の不必要的投機を来たす虞れがあると思われます。なお大阪地方は、東京初めその他の地方と比較いたしまして戦災による被災、戦後の復興、大阪地方の経済力とのバランスにおきまして、電話架設数が非常に低位であり、速かな架設数の増加が大企業、中小企業を問わざず経済界を初め一般の要望であります。

第二の公社が独立採算を行ふ公企業として健全且つ発展的な経営を行わねばならないということにつきましては、私どもは官庁の諸統計並びに日本電信電話公社の諸資料を信するほかはありませんが、それによりますと、二十七年八月の借入金六百二十八億、二十八年以降の政府借入金百四十億、加入者引受け及び受益者負担公債二百五十億（公募公債八百六十億）という借入金と相成り、これに対する元利返済が必要であるということになります。そうしてこれら元利返済が可能であるためには今後十ヵ年間に電話加入数を現在の百五十万加入を三百万加入に増加するための所要資金を五千億として計算した場合に、今回の本案に示されておる平均二割七分の電話料金の値上げによつて賄われる以外には、独立会計の公社としては、ほかに可能且つ健全な方法がないと言わわれております。

以上の諸点を考慮いたしまして電話加入者としての考え方を申述べますと、加入者にとりましては当然電話料金値

上げはできるだけ回避して欲しいわけであります。今回の値上げ率が第一に他の官公営事業の値上率との比較において高くなないこと、諸外国特に我が国に於ける通話上の不能率を来たすと共に、他方又自然電話売買の不必要的投機を来たす虞れがあると思われます。

つの御質問は、通信省又は電気通信省出身の者の比率でござりますが、この比率は私どもも完全な統計がございませんのであります。大体八、九割はそうないかしらと想像いたしております。今のPBX工事の担当者、従事者の資格認定も、大体そういうようなことがたが認定されておりましたし、PBX下請業の資格認定の担当者、従事者という者も、大体電通出身の人が割合と認定されておりましたわけでありますから、その点から考えまして非常に高い率の出身だと考えております。

御説言によると民間技術がこれに導入される、そうすると資本が、電電公社が年々投下する資本を建設のほうに廻すほうが非常にいい、こういうふうにおつしやつておりますが、こういうふうに公社と民間の両建になりますと、公社と民間と競争することになりますよう、そういうふうな場合に極く当て推量になりますが、一体金額にしてどのくらい民間に潤うといいますか、公社の独自の場合よりも民間に潤う、これはそういう何か細かな金額というものはわからないのですか。

ば勢い社会的批判がそこに生まれるだろうと、実は考へている次第であります。

○久保等君 ちよつと斎藤さんに、今  
の山田委員からの御質問に関連するの  
ですけれども、何か先ほどの御質問に  
対する御答弁で、ちよつと私はつきり  
聞き取れない点があつたのですから  
お聞きしたいと思うのですが、P BX  
関係の業者のかたが統計して百五十社  
程度、或いはそれ以上ぢやないかとい  
うお話ですが、大きなのは日立云々と  
いうお話があつたのですけれども、こ

社の規模がどのくらい、或いは人員がどのくらいかというようなお尋ねのように伺いましたですが、この点は先ず何百万という資本から、下は五十万、百万という資本という中小企業でございます。それから人数は恐らくこれも私どももきちんととした統計をとつてお答えするというわけに参りませんでございますが、当然数千人の人間は現在も携わっておりますし、又先ほども申上げましたように、或いはこれが自営が許されませんでしたもので、ラジオの方面に走つたり、その他の方面

確信を持つてお答することがちよつと困難だと申上げたいのでござります。併しG H Qの覚書、当時は殘念ながら昭和十八年十二月に日本電話設備会社ができまして、そうして二十二、三年頃の終戦直後、戦争中、この当時は最も日本のP B Xが質の低下を来たした時代でございます。戦争による資材、人が少うございまして、今申上げましたような日本電気、沖電気、富士通信機、日立、東芝、岩崎、こういうふうな専門大メーカーがありましたのですが、これらも軍需品に全部転換されて

「と保守を業とする人は、大体中小工業者じやないかと思うのですが、中には、私全然そういうことを知らないからお聞きするのですが、前の局長と

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の御質問でござりますが、ちょっとと私どもも数字的には推定しております。過去の統計くらいでお答えしてもます」と思ひますので、ちょっとと御容頗るえれ

おられると思うのですが、御質問の趣旨は、P BXだけをやるのを目的とした会社というような意味での質問たつたのですが、私その点をお伺いしたい

○山田節男君：斎藤公述人にお聞きす  
に走つておる技術者を入れますれば、  
数万人になりはせんか、こう思つてお  
る次第であります。十分な統計でお答  
えすればいいのでありますが……。

おりましたので、PBXのいろいろな部品その他を供給することが当時できない国内事情にあつたわけでございます。これらその当時の一番質の悪い状態でありましたので、一面は技術の悪

立った者が、会社企業としてやっておるところも相当あるのですか。

はと思ひますのでござります、併し、一応これが公社と民間と二本建てやらして頂くということになりますすれば、これはそれに携わる勤労者なり中小企業者が、どのくらい明るい業務をや

B・Xだけを専門にやられる会社の規模が、大体大きい場合にどのくらい従業員がいるか、小さい場合に、これは二、三人という場合もあるかも知れませ

H.Qの覚書でP.B.Xを電通省のほうに独占させたという理由は、やはりこの技術的な意味から来ておるのじやないですか。これは内容をよく知らんから

い点もございましたでしようが、その悪いさなかをとつてのみの理由で私はいと思うのであります。

○山田節男君 今日は非常に経済力は貧弱であります。電話にしても鉄道

○公述人(斎藤新三郎君)　このP BX 業務をやつておりますのは、一番大きな業務をやつておる資本金額からいひ大きな株式会社とか。

り、選うかということは、相当皆日常を明るく送ることになるだろうと思ひます。それから又競争の只今の点がございましたが、最近私どもは現実問題としまして、公社のサービスが非常に

からこれによつて非常にそうした中小企業的なPBXの会社なり、勤労者が潤うというのですが、総体の人員が大体どのくらいおられるのか、ちよつと

お聞きするのですが、技術的の卓越性とかそういう施設の品質の均一性がない、どうも技術の問題から民間P BXが禁止されたのではないですか。

にしてもこういつたような公共のサービス業というものは、国営で始めたといふ特殊の事情を持つておるのは、やはりこの技術からいつても或いは資力からいつても、民間資本じや不十分

億、その次が日本電気さんじやないかと思います。五億、その次が沖電気さん、三億六千万円、富士通信機さん、三億、これらの大資本業者がおるわけ

よくなっています。加入者にかなり  
これは喜ばれています。ございます  
が、私どももこういうことは大変結構  
なことじやないか、さて二本建になつ  
てどうなるかというときには、当然私

○公述人(齋藤新三郎君) 只今の御質問についてお答えいたしますが、百五十社と申上げましたのは、大臣認定の公社の下請事業の会社を申上げました

の覚書による一元化成果如何、こうい  
う問題につきましては、実際は只今石  
川さんも述べられました点もございま  
しょうが、私も石川さんの述べた点ば

だ、早い話が同じ道具にしても、施設にしても戦前は軍だとか政府がやつて非常にがつちりして、正確で長持ちをする、民間のほうは安からう悪からう、とかく信頼できないものが多いので

くさんおるわけあります。  
○山田篤男君　これは極めて大胆な質問のよう見えますが、こうしてP.B.Xが民間に開放されまして、あなたのたて、無論我々のような小さい業者もた

うにやる、公社も又私どものサービスを御覧下さつて、それに負けないよう  
にやる、そういうふうな双方ともがい  
い意味の競争をやつて行くのが私ども  
の念願なわけでござります。そうすれ

工事、保守をやつている向きの会社も、当然これ以外にあるわけでござります。これは本当の大企業社だけでござります。それから今の大きな会社でなく、P-B-Xを専門にやつて、いる会

すが、当時 G-H-Q に私どもが直接参りましていろいろ／＼話をしましたり、或いは当書の通信省に向いまして話したわけがないのですから、聞いておる話は私どももいる／＼ありますけれど、

あなたもそのお一人じゃないかと思うのですが、相当民間開放については暗躍、行動が我々議員に対しても行われた事実があるので。それはどんな運動

を相当運動された。これは先ほどのあなたの御証言で領ける点もありますが、これはどうですか、あなた関西電話工事の会長として電電公社の極めて嚴重な検査監督というものによれば、從来使われておつた官製と民間で造つたものとでは非常に質の点、耐久力、性能において差があつたということは、これは事実なんです。そういう点はこの法案の中でP BX のあなたはこの点を憂えておる。あなたは業者の団体の責任者として、少くとも今日日本においては、公社が施設するP BX と何ら劣らないのみならず、よりよいものが又新らしい技術を以てやるということをおつしやいましたが、このことはここで御証言なさつたことは、これは確信を持つておつしやつたんだろうと思いますが、この点はまあ私素人でござりますので、良心的に民間業者がやればその点については何ら心配はない、こういうふうに私たちは確認してよろしうございますか。

メーカーが造つておりますものの検査済のものを我々が買いまして、そして更に設備公社に御覧に入れて、そして更に設備や工事の検査を受けるわけでござります。その設備や工事につきましては、現在私どもが PBX の下請工事を公社にやらさせておりますが、これは工事の方に標準施工法というのがござります。この標準施工法によりましてや法につきましても公社のやり方そのものを今まで習い覚えて来ておるわけですから、御心配先ずないと私は確信を持つておるわけであります。

一本にした電話設備会社という形に統合した経過があるわけですが、今おつしやつておられる趣旨は、恐らく自由競争というか、競争という形にすることがよりよいサービスを提供するということになるから、民間に開放しろという御趣旨から行くと、そういうふた民間における一元化されたP.B.Xの開放という形には勿論賛成はできないという御趣旨なのか、その点も一つ伺いたいと思うのですが。

○公述人(斎藤新三郎君) 只今の運営の面において、成るほど技術者の協力ということはできるかも知らん、競争はできるかも知らんが、運営の面において一元化しなければ、これは通信事業の本質に違うじやないかという第一にお尋ねがあつたようになりますが、その点につきましてお答えいたしますが、P.B.Xは御存じの通り、トライツク標準というのがございまして、局の線が一本に対して内線電話機が五個というのが大体のトライツク標準の基準でございます。でござりますか、P.B.Xだけが植えたら、切換設備ができなくて、それによつて通話に影響があるではないかという御懸念も、これはないわけなんでございます。必ずそれに伴う設備でなければ局が許しませんから大丈夫です。それからもう一つ、運営の面でございますが、成るほど設置と保存は民間でもありますからもう一つは、局の線とP.B.Xの交換台とはおのずからそこにはつきり技術的に分離されておりますのでござります。でございますから、内線の故障

によって局線の加入電話回線に故障の影響を来たさないのでございます。で、加入電話回線の故障により運営上に及ぼすことは、局の機械と線路とPBXの交換台に取容している部分だけでございます。でございますから私は運営は公社が完全に一元化しておやりになつてゐる。僅かにその末端設備の設置と保存だけやつておりまして、而も設置と保存はトライフィック標準によつてやる。而も局線というものは内線電話とは全然分離されておる。そういう技術的にはつきりした見地から、こゝは決してそういうような御不安はないものだと考えております。交換手も御存じの通り民間でおやりになりますので、公社の人でない。殊に機械も公社の指定メーカーで作つておる。僅かにその端末の工事だけが今度開放されるかされないかという法律案なんどございまますから、全部公社で交換手もメーカーも一元化されている通信事業でないものでござりますから、そういう点は私は決して、過去でもありましたか、御懸念ないのじやないか。殊に現在ではすべてが戦前と違つて、例えば四号電話機のごとく、四十号の交換機のことく、規格が統一されている現在でございます。昔とまるで、これは機械においても違いますのでござります。

と言ふうと語弊がありますが、何らの組織的な全国的な一つの業者という形じやなくてやつて行くのが望ましいといふうに考えておられるのか、それとも全国一本にして、例えば戦時中やつておつたような電話設備会社というような形でやるのが好ましいのか、その点をどういうようなふうにお考えになつてゐるかという点をお聞きしておるわけなんですがね。

○公述人(斎藤新三認君) 只今の全国の統一した一つの会社的のやり方がいいか、民間の会社が各地各分離してやることがいいか、この点でございます。それが、電話設備会社が戦争中にできましてやりましたか、ああいう全国統一した会社がやるのは、これは理論的には非常にようござります。私も電話設備会社に当然入りましてやりましたのでございますが、なかへ理論と実際と一致いたしませんのでござります。それからもう一つ、P BX の所在地は散在して当然起るわけでござりますから、全国散在して工事要員、保守要員が必要とされると思います。先づ今のことではむしろ私は全国統一した会社でやるよりも、各地にありまする会社でやつたほうが却つて実際に即応した、能率のいい、需要家に満足を与える、公社の信用を博する方法だと考えております。但し全国の業者がまちまちの動きではまずいのでござります。これには公社も大いに監督も必要です。団体のことも、只今私どもとしましてはいる、斟酌しましてやつておりますが、自業統制も当然これは技術の面又内部的に業者自身の自衛する統制団体も必要でございます。その辺の統制団体のことも、只今私どもとしましてはいる、斟酌しましてやつておりますが、

においても、営業の面においてもやつて行きたいと考えておる次第でござります。

○委員長(左謙謙謹君) 他に御質疑もないようでござりますから、これを以て本日の公聽会を閉会いたしたいと思います。

公述入の方々に一言御挨拶を申上げます。

炎暑のみぎり御多忙のところを曲げて当委員会において頂きました、有益な御意見を拝聴することができまして、誠に有難うございました。厚くお礼を申上げます。

本日はこれを以て散会いたします。  
午後三時三十七分散会